

令和4年11月30日 開 会

令和4年12月19日 閉 会

令和4年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月30日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開 会（午前10時00分）	7
○日程第1 会議録署名議員の指名について	7
○日程第2 会期の決定について	7
○日程第3 諸般の報告について	7
○日程第4 議第85号から日程第11 議第92号まで	8
林市長提案説明	8
○日程第12 質 疑（議第85号から議第92号まで）	10
○日程第13 討 論（議第85号から議第92号まで）	10
○日程第14 採 決（議第85号から議第92号まで）	10
○日程第15 議第93号から日程第31 議第109号まで	12
林市長提案説明	12
○散 会（午前10時39分）	18

12月7日（水曜日）第2号

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	20
○出席議員	22
○欠席議員	22
○説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	23
○開 議（午前10時00分）	24
○日程第1 議第110号及び日程第2 議第111号	24
林市長提案説明	24

○日程第3	質 疑（議第93号から議第111号まで）	25
	9番 福井一徳議員質疑	25
	大西水道課長答弁	25
	9番 福井一徳議員質疑	26
	大西水道課長答弁	26
	9番 福井一徳議員質疑	27
	大西水道課長答弁	27
	9番 福井一徳議員質疑	27
	山田子育て支援課長答弁	27
	森川学校教育課長答弁	28
	藤根生涯学習課長答弁	28
○休 憩	（午前10時16分）	28
○再 開	（午前10時16分）	28
	森健康介護課長答弁	28
	久保田副市長答弁	29
	9番 福井一徳議員質疑	29
	森川学校教育課長答弁	29
	森健康介護課長答弁	29
	9番 福井一徳議員質疑	29
	森川学校教育課長答弁	30
	森健康介護課長答弁	30
	10番 山崎 通議員質疑	30
	谷村理事兼総務課長答弁	30
	10番 山崎 通議員質疑	30
	谷村理事兼総務課長答弁	31
	10番 山崎 通議員発言	31
○日程第4	委員会付託（議第93号から議第111号まで）	31
○休 憩	（午前10時27分）	32
○再 開	（午前10時28分）	32
○休 憩	（午前10時28分）	32
○再 開	（午前10時32分）	32
○休 憩	（午前10時32分）	33

○再 開（午後 2 時56分）	33
○追加日程第 1 発議第 3 号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議	33
10番 山崎 通議員趣旨説明	33
○追加日程第 2 質疑	33
11番 吉田茂広議員質疑	34
10番 山崎 通議員答弁	34
○追加日程第 3 討論	34
11番 吉田茂広議員反対討論	34
9番 福井一徳議員賛成討論	35
5番 古川雅一議員反対討論	35
6番 加藤義信議員賛成討論	36
○休 憩（午後 3 時06分）	36
○再 開（午後 3 時07分）	36
○追加日程第 4 採決	36
○休 憩（午後 3 時11分）	37
○再 開（午後 3 時13分）	37
○散 会（午後 3 時14分）	37

12月14日（水曜日）第 3 号

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○説明のため出席した者の職氏名	39
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	40
○開 議（午前10時00分）	41
○休 憩（午前10時02分）	41
○再 開（午前10時53分）	41
○日程第 1 一般質問	41
9番 福井一徳議員発言	41
3番 寺町祥江議員発言	41
○休 憩（午前10時55分）	41

○再	開（午前10時55分）	41
○休	憩（午前10時57分）	42
○再	開（午後1時32分）	42
○休	憩（午後1時32分）	42
○再	開（午後1時32分）	42
○延	会（午後1時33分）	42

12月15日（木曜日）第4号

○議事日程	43	
○本日の会議に付した事件	43	
○出席議員	43	
○欠席議員	43	
○説明のため出席した者の職氏名	43	
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	44	
○開	会（午前10時00分）	45
○日程第1	一般質問	45
1.	13番 武藤孝成議員質問	45
	(1) 今後の市政について	45
	林市長答弁	47
	武藤孝成議員発言	48
2.	3番 寺町祥江議員質問	48
	(1) 小中学校の在り方について	48
	森川学校教育課長答弁	49
	寺町祥江議員質問	50
	森川学校教育課長答弁	50
	寺町祥江議員質問	51
	服部教育長答弁	51
	寺町祥江議員発言	52
	(2) 令和5年度予算について	52
	林市長答弁	52
	寺町祥江議員質問	54
	林市長答弁	55

○休 憩（午前10時52分）	56
○再 開（午前11時14分）	56
○休 憩（午前11時15分）	56
○再 開（午前11時16分）	57
○追加日程第1 議長の辞職について	57
○休 憩（午前11時21分）	58
○再 開（午前11時35分）	58
○追加日程第2 議長の選挙について	58
○休 憩（午前11時46分）	59
○再 開（午前11時47分）	59
3. 9番 福井一徳議員質問	60
(1) 会計年度任用職員制度の今後の運用について	60
谷村理事兼総務課長答弁	61
福井一徳議員質問	61
山田子育て支援課長答弁	62
藤根生涯学習課長答弁	62
福井一徳議員質問	63
林市長答弁	63
○休 憩（午後0時00分）	63
○再 開（午後1時00分）	63
(2) 武士ヶ洞の開発に伴う問題について	63
久保田副市長答弁	64
福井一徳議員質問	65
○休 憩（午後1時10分）	66
○再 開（午後1時11分）	66
久保田副市長答弁	66
福井一徳議員質問	67
林市長答弁	67
福井一徳議員発言	67
(3) 地方自治体との取引から、免税業者を排除するインボイス制度の運用につ いて	67
谷村理事兼総務課長答弁	68

福井一徳議員質問	69
谷村理事兼総務課長答弁	70
福井一徳議員発言	70
○休憩（午後1時29分）	71
○再開（午後1時51分）	71
4. 6番 加藤義信議員質問	72
（1）安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備について	72
山田子育て支援課長答弁	73
加藤義信議員質問	73
林市長答弁	75
加藤義信議員発言	75
5. 7番 郷 明夫議員質問	76
（1）「高富東部の農地における農業用排水路等の管理」について	76
福井農林畜産課長答弁	77
郷 明夫議員質問	78
福井農林畜産課長答弁	78
（2）「空家等の対策推進」について	78
大熊理事兼建設課長答弁	79
郷 明夫議員質問	80
大熊理事兼建設課長答弁	80
郷 明夫議員発言	80
○休憩（午後2時50分）	81
○再開（午後2時51分）	81
6. 2番 奥田真也議員質問	81
（1）議場見学と子ども議会などについて	81
森川学校教育課長答弁	82
山田子育て支援課長答弁	83
奥田真也議員質問	83
服部教育長答弁	84
奥田真也議員発言	84
（2）バスの利活用について	84
服部まちづくり・企業支援課長答弁	85

奥田真也議員質問	86
服部まちづくり・企業支援課長答弁	87
奥田真也議員発言	87
(3) 公用車のEV化について	87
谷村理事兼総務課長答弁	88
奥田真也議員質問	89
谷村理事兼総務課長答弁	90
奥田真也議員発言	90
8. 8番 操 知子議員質問	91
(1) こども政策について	91
森川学校教育課長答弁	92
山田子育て支援課長答弁	93
操 知子議員質問	94
森川学校教育課長答弁	96
山田子育て支援課長答弁	96
操 知子議員発言	97
9. 1番 田中辰典議員質問	97
(1) 公共交通について	97
服部まちづくり・企業支援課長答弁	98
田中辰典議員質問	99
服部まちづくり・企業支援課長答弁	99
田中辰典議員発言	99
(2) 自転車を活かした地域活性化について	99
服部まちづくり・企業支援課長答弁	100
田中辰典議員質問	101
服部まちづくり・企業支援課長答弁	101
田中辰典議員発言	101
○散 会 (午後4時20分)	101
12月19日 (月曜日) 第5号	
○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	106

○出席議員	110
○欠席議員	110
○説明のため出席した者の職氏名	110
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	110
○開　　議（午前10時00分）	111
○日程第1　常任委員会委員長報告	111
○日程第2　委員長報告に対する質疑	112
○日程第3　討　　論（議第93号から議第111号まで）	112
9番　福井一徳議員反対討論	113
○日程第4　採　　決（議第93号から議第111号まで）	114
○日程第5　発議議第4号　山県市議会の個人情報の保護に関する条例について	118
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	118
○日程第6　質　　疑	119
○日程第7　討　　論	119
9番　福井一徳議員反対討論	119
○日程第8　採　　決	120
○休　　憩（午前10時30分）	120
○再　　開（午前11時06分）	120
○休　　憩（午前11時07分）	121
○再　　開（午前11時08分）	121
○追加日程第1　議会運営委員会委員の選任について	121
○休　　憩（午前11時09分）	121
○再　　開（午前11時09分）	121
○休　　憩（午前11時09分）	121
○再　　開（午前11時10分）	121
○追加日程第2　議会改革及びICT検討特別委員会委員の選任について	121
○閉　　会（午前11時11分）	122
○会議録署名者	122

令和4年11月30日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第1号 11月30日(水曜日)

○議事日程 第1号 令和4年11月30日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第85号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第5 議第86号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第6 議第87号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第7 議第88号 令 和 4 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)
- 日程第8 議第89号 令 和 4 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 日程第9 議第90号 令 和 4 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日程第10 議第91号 令 和 4 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日程第11 議第92号 令 和 4 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
- 日程第12 質 疑
- 議第85号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第86号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第87号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第88号 令 和 4 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)
- 議第89号 令 和 4 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第90号 令 和 4 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第91号 令 和 4 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第92号 令 和 4 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
- 日程第13 討 論

	議第 85号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 86号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 87号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 88号	令和4年度山県市一般会計補正予算(第6号)
	議第 89号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議第 90号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議第 91号	令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議第 92号	令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第14	採 決	
	議第 85号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 86号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 87号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 88号	令和4年度山県市一般会計補正予算(第6号)
	議第 89号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議第 90号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議第 91号	令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議第 92号	令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第15	議第 93号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第16	議第 94号	山県市個人情報保護法施行条例について
日程第17	議第 95号	山県市個人情報保護審査会条例について
日程第18	議第 96号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第19	議第 97号	山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第 98号	山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
日程第21	議第 99号	山県市税条例等の一部を改正する条例について

日程第22	議第100号	山口市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第23	議第101号	山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
日程第24	議第102号	山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第103号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第7号）
日程第26	議第104号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議第105号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議第106号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議第107号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第30	議第108号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
日程第31	議第109号	指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	諸般の報告について	
日程第4	議第85号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議第86号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議第87号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議第88号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議第89号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議第90号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議第91号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議第92号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第12	質 疑	
	議第85号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第 86号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第 87号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 88号 令和 4 年度山口市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議第 89号 令和 4 年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 90号 令和 4 年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 議第 91号 令和 4 年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 92号 令和 4 年度山口市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第13 討 論

- 議第 85号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議第 86号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第 87号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 88号 令和 4 年度山口市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議第 89号 令和 4 年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 90号 令和 4 年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 議第 91号 令和 4 年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 92号 令和 4 年度山口市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第14 採 決

- 議第 85号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議第 86号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第 87号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 88号 令和 4 年度山口市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議第 89号 令和 4 年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 90号 令和 4 年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 議第 91号 令和 4 年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

	議第 92号	令和 4 年度山県市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第15	議第 93号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第16	議第 94号	山県市個人情報保護法施行条例について
日程第17	議第 95号	山県市個人情報保護審査会条例について
日程第18	議第 96号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第19	議第 97号	山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第 98号	山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
日程第21	議第 99号	山県市税条例等の一部を改正する条例について
日程第22	議第100号	山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第23	議第101号	山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
日程第24	議第102号	山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第103号	令和 4 年度山県市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第26	議第104号	令和 4 年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第27	議第105号	令和 4 年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第28	議第106号	令和 4 年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第29	議第107号	令和 4 年度山県市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第30	議第108号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
日程第31	議第109号	指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1 番	田 中 辰 典 君	2 番	奥 田 真 也 君
3 番	寺 町 祥 江 君	4 番	加 藤 裕 章 君
5 番	古 川 雅 一 君	6 番	加 藤 義 信 君
7 番	郷 明 夫 君	8 番	操 知 子 君
9 番	福 井 一 徳 君	10 番	山 崎 通 君
11 番	吉 田 茂 広 君	12 番	石 神 真 君
13 番	武 藤 孝 成 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企画財政課 長	丹 羽 竜 之 君	税務課長	安 達 俊 樹 君
市民環境課 長	山 田 正 広 君	福祉課長	市 原 修 二 君
健康介護課 長	森 正 和 君	子育て支援 課 長	山 田 佐 知 子 君
農林畜産課 長	福 井 淳 君	水道課長	大 西 義 彦 君
理事兼 建設課長	大 熊 健 史 君	まちづくり・ 企業支援課長	服 部 裕 司 君
会計管理者	奥 田 英 彦 君	学校教育課 長	森 川 勝 介 君
生涯学習課 長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書記	長谷部 尊 徳 君
書記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和4年山県市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番 福井一徳君、10番 山崎 通君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月19日までの20日間とし、12月1日から6日まで、8日から13日まで及び16日から18日までを休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日11月30日から12月19日までの20日間とし、12月1日から6日まで、8日から13日まで及び16日から18日までを休会することに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年8月から10月までに実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月3日、第2回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席いたしました。会議では、令和3年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

10月17日、岐阜市において、第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、令和3年度決算などの議案を審議し、原案のとおり認定されました。

その他、活動報告のとおりでございます。

以上をもちまして、諸般の報告について終わります。

日程第4 議第85号から日程第11 議第92号まで

○議長（石神 真君） 日程第4、議第85号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第86号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第87号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第88号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第8、議第89号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議第90号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議第91号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議第92号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、以上8議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、師走を控え大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年も残すところあと1か月余りとなりました。この1年を振り返ってみますと、ポストコロナに向けての取組、脱炭素に向けた取組、そして、燃料費・物価高騰への対応と、刻々と変化する社会情勢に対応した1年でございました。

新型コロナウイルス感染症拡大についてはいまだ終息しておりませんが、山県市においては3年ぶりに山県市ふるさと栗まつりを開催するなど、多くのイベントが感染症対策を徹底し、実施に至りました。

昨日、岐阜県医療ひっ迫警戒宣言が発出されたところでございますが、これからの季節につきましてはインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時感染、そして第8波の到来が懸念されているところであり、かつてない規模の感染爆発とならないよう、引き続き気を緩めることなく、感染症対策を講ずる必要があると考えております。

また、燃料費・物価高騰対策につきましては、第3回臨時会において、市民生活に影響を及ぼすことに対しての補正予算を議決いただいたところでございます。

11月から実施しておりますキャッシュレス決済のポイント還元事業につきましては、物価高騰によってか想定を上回る利用状況がございます。この事業が市民の皆様にとって有用となり、市内経済の循環、活性化が図られればと思っております。

そして、議員各位におかれましては、激動のこの1年の社会情勢に対応した施策等について、御理解と慎重なる御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

最初に資料ナンバー1の条例案件3件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の1ページ、議第85号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国に準じて山県市職員の給与に関する条例の一部を改正するため、山県市議会議員の期末手当においても同様の支給率分を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、3ページ、議第86号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様の趣旨による改正でございます。

次に、5ページ、議第87号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国に準じて初任給及び若年層の俸給月額の上上げ及び勤勉手当の支給率の上上げを行うものでございます。

次に、資料ナンバー3の補正予算案件5件について御説明申し上げます。

資料ナンバー3、議第88号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第6号）は、議会議員、常勤の特別職職員、一般職職員の期末勤勉手当の上上げ、職員の初任給及び若年層の俸給月額の上上げ等、人件費に係る補正予算でございます。

25ページをお願いします。

25ページの議第89号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び37ページの議第90号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、49ページの議第91号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び61ページの議第92号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）の補正予算でございますが、これらも全て職員の勤勉手当の上上げ等、人件費に係る補正でございます。

以上、御説明申し上げました条例3案件と補正予算5案件につきましては、基準日が12月1日現在である期末勤勉手当の本年12月支給分から適用させるため、本日の議決をお願いしようとするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第12 質疑

○議長（石神 真君） 日程第12、質疑。

ただいまの市長提出議案、議第85号から議第92号までの8議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第85号から議第92号までの8議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第85号から議第92号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、議第85号から議第92号までの8議案は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第13 討論

○議長（石神 真君） 日程第13、討論。

これより、議第85号から議第92号までの8議案の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第14 採決

○議長（石神 真君） 日程第14、採決。

ただいまから、議第85号から議第92号までの8議案の採決を行います。

議第85号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第86号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第87号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第88号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第89号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第90号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第91号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第92号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第15 議第93号から日程第31 議第109号まで

○議長（石神 真君） 日程第15、議第93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第94号 山県市個人情報保護法施行条例について、日程第17、議第95号 山県市個人情報保護審査会条例について、日程第18、議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第19、議第97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について、日程第21、議第99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について、日程第22、議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、日程第23、議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について、日程第24、議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）、日程第26、議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第27、議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第30、議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について、日程第31、議第109号 指定管理者の指定について、以上17議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど上程されました8議案につきまして、適切なる御決定をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

ただいま上程いたしました議案は、条例案件10件、補正予算案件5件、その他案件2件でございます。

それでは、資料ナンバー 1 の10ページをお願いします。

10ページ、議第93号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましては、美山支所の改築に伴い、臨時的に美山支所を移設するため、位置を改正するものでございます。

次に、11ページ、議第94号 山口市個人情報保護法施行条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが適用されることになるため、制定するものでございます。

次に、16ページ、議第95号 山口市個人情報保護審査会条例につきましても、個人情報の保護に関する法律が改正されたことによるもので、開示請求者からの不服申立てや山口市からの条例改正等の諮問に応じ、調査、審議を行う山口市個人情報保護審査会を設置するため、制定するものでございます。

次に、19ページ、議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、山口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例など11条例について、所要の改正などを行うものでございます。

次に、29ページをお願いします。

29ページ、議第97号 山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、本市においても同様に措置を講ずるため、改正するものでございます。

次、43ページをお願いします。

43ページ、議第98号 山口市職員の高齢者部分休業に関する条例につきましては、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の1つとして、部分休業を導入するため、制定するものでございます。

次、45ページ、議第99号 山口市税条例等の一部を改正する条例につきましては、全国的な動向や費用対効果、金融機関との円滑な業務連携のため、督促手数料を廃止する改正を行うものでございます。

47ページ、議第100号 山口市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、北部地域拠点整備事業の実施に伴い、美山山村開発センターを廃止するものでございます。

次、48ページ、議第101号 山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例につきましては、公共下水道への区域外流入に係る分担金の徴収について定めるものでございます。

次に、52ページ、議第102号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業集落排水事業及び公共下水道事業に、令和5年4月1日から地方公営企業法の規定を適用させるために改正するもので、それに伴い影響を受ける16条例を附則で廃止、または改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いします。

補正予算案件5件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー4、議第103号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億9,241万7,000円を追加し、154億3,193万4,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

11ページの総務費、一般管理費の光熱水費136万5,000円は、燃料価格高騰を背景とした電気料金の高騰により防犯灯の電気料金に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

財産管理費の光熱水費も、電気料金高騰により不足が見込まれる本庁舎の電気料金387万8,000円を増額するものでございます。

情報管理費844万1,000円は、コロナ禍やDX推進により増加してきたオンライン会議やペーパーレス会議の実施に必要となるタブレット端末を追加購入するものでございます。

13ページをお願いします。

2段目、障がい者福祉費3,015万円は、支給が増加した訓練等給付費2,950万円と、過誤による医療請求により療養介護医療費65万円を増額するもので、給付費の2分の1は国庫負担金、4分の1は県負担金を計上しております。

福祉センター費166万2,000円は、ふれあいセンターの電気料金不足見込額でございます。

次、14ページ、児童福祉総務費668万3,000円は、子ども・子育て支援制度に関する交付金等の昨年度実績に伴う精算返還金でございます。

児童措置費1,109万8,000円も、子育て世帯生活支援特別給付金の昨年度実績に伴う精算返還金でございます。

保育園費267万1,000円は、保育園の電気料金不足見込額でございます。

16ページをお願いします。

16ページ下段の農林水産業費、農業振興費381万9,000円は、農事組合法人が導入する

汎用コンバインの購入費が国産小麦産地生産性向上事業として採択内示がありましたので追加しようとするもので、財源は全額県補助金を計上しております。

次に、畜産業費805万円は、酪農農家が導入する飼料収穫機械の購入が自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業として採択内示がありましたので追加しようとするもので、この財源も全額県補助金を計上しております。

次に、農地費3,051万2,000円は、岩佐東部地域を受益対象とする井の口用水において、武儀川からの取水口にある施設の老朽化と土砂堆積により用水機能に支障が出ているため、来年度の取水期に間に合うように早急に補強工事を実施しようとするもので、その工事費1,513万円を計上しております。財源といたしましては、緊急自然災害防止対策事業債を見込んでおります。

18ページをお願いします。

18ページ下段の消防費、防災対策費785万3,000円は、避難時の避難所における新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、パーティション、簡易ベッド等の感染症対策備蓄資材などを追加購入するものでございます。

19ページ、小学校費の学校管理費1,652万1,000円は、小学校の電気料金と燃料代の不足見込額でございます。

教育振興費620万4,000円は、平成21年度に導入した大型ディスプレイのうち、遠隔授業等に支障が出ている15台を更新するものでございます。

20ページ、中学校費の学校管理費2,109万8,000円は、中学校の電気料金の不足見込額789万8,000円と、高富中学校のガスの供給設備であるバルク貯槽の更新について、原材料等の調達に時間を要する現状から早期発注する必要があるため、その工事費1,320万円を追加するものでございます。

教育振興費82万8,000円は、小学校費で御説明申し上げた大型ディスプレイ更新費用の中学校2台分でございます。

また、財源更正のみの記載がございますが、これは全て既決の予算に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するためのものでございます。

9ページの歳入をお願いします。

9ページにお戻りいただいて、全て歳出で御説明を申し上げたものに連動するものでございますが、中段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、補助金の額と充当事業がおおむね固まってまいりましたので、今回の補正に計上したものでございます。

なお、今般の補正によりまして余剰となった財源につきましては、財政調整基金繰入

金を8,637万6,000円減額しております。

5 ページをお願いします。

5 ページ上段の第2表、繰越明許費補正につきましては、今回補正いたします井の口用水路補強工事と高富中学校のバルク貯槽更新工事が来年度にまたがることから、追加しようとするものでございます。

下段の第3表、債務負担行為補正につきましては、統一地方選挙のポスター掲示板について、設置と撤去を一括で発注できるよう追加するものと、その下の市道14091号線道路改良工事は、工事発注の平準化を図るため、来年度に予定しております本工事を年度内に発注できるよう追加するものでございます。

6 ページに移りまして、第4表、地方債補正は、今回補正いたします井の口用水路補強工事について、緊急自然災害防止対策事業債を借入れできるよう追加するものでございます。

25ページをお願いします。

25ページ、議第104号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に404万2,000円を追加し、1億3,712万2,000円としようとするものでございます。

次に、31ページをお願いします。

31ページ、歳出の一般管理費404万2,000円は、簡易水道施設の電気料金の不足見込額の320万円と、修理件数等の増加により不足が見込まれる修繕費300万円を増額し、今年度の消費税納付額の確定に伴い、公課費を215万8,000円減額するものでございます。財源につきましては、前のページにございますように一般会計繰入金、簡易水道基金、消費税還付金を計上いたしております。

次に、33ページをお願いします。

議第105号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に1,591万5,000円を追加し、5億5,227万6,000円としようとするものでございます。

次に、39ページをお願いします。

39ページの一般管理費291万5,000円は、今年度の消費税納付額の確定に伴い不足する額を計上するもので、施設管理費1,300万円は、農業集落排水施設における電気料金の不足見込額でございます。

歳入については、前のページにございますように一般会計繰入金、農業集落排水基金を計上いたしております。

次、41ページをお願いします。

議第106号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に1,734万4,000円を追加し、4億8,359万8,000円としようとするものでございます。

47ページをお願いします。

一般管理費444万4,000円は、今年度の消費税納付額の確定に伴い、不足する額を計上するもので、施設管理費1,290万円は、公共下水道施設における電気料金の不足見込額でございます。

歳入につきましては、前のページにございますように一般会計繰入金、公共下水道基金を計上いたしております。

次に、49ページをお願いします。

49ページ、議第107号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算(第4号)は、予算第3条に定めた水道事業費用に6,420万円を追加し、50ページに移りまして、予算第4条本文括弧書きを改め、予算第4条に定めた資本的収入に514万3,000円を追加するほか、債務負担行為を設定しようとするものでございます。債務負担行為につきましては、工事発注の平準化を図るため、設定するものでございます。

次に、52ページをお願いします。

52ページ、上段の収益的支出でございますが、水道事業費用、営業費用の6,420万円は、上水道施設の電気料金の不足見込額3,270万円と、修理件数等の増加による不足が見込まれる修繕料を3,000万円、路面復旧費を150万円増額しようとするものでございます。

下段の資本的収入、負担金の514万3,000円は、富岡橋架け替え工事に伴う一般会計からの上水道補償金でございます。

続きまして、その他案件について御説明いたします。

資料ナンバー1の61ページをお願いします。

61ページ、議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更についてでございますが、高富保育園の民営化移管先の用地無償貸付けにつきまして、令和3年第1回定例会で議決をいただきましたが、その保育園用地の中には一部公有財産以外の土地があり、その用地の取得が完了したことなどにより、貸付筆数・面積を変更するものでございます。

次に、62ページ、議第109号 指定管理者の指定についてでございますが、四国山香りの森公園及び香り会館の令和5年4月1日からの5年間の指定管理者にドルフィン株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求

めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月7日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時39分散会

令和4年12月7日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 12月7日(水曜日)

○議事日程 第2号 令和4年12月7日

- 日程第1 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議第111号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 質 疑
- 議第93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第94号 山県市個人情報保護法施行条例について
- 議第95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第8号)
- 議第111号 工事請負契約の締結について

日程第4 委員会付託

議第 93号	山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
議第 94号	山口市個人情報保護法施行条例について
議第 95号	山口市個人情報保護審査会条例について
議第 96号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第 97号	山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 98号	山口市職員の高齢者部分休業に関する条例について
議第 99号	山口市税条例等の一部を改正する条例について
議第100号	山口市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第101号	山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
議第102号	山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第103号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第7号）
議第104号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第105号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第106号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第107号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第4号）
議第108号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
議第109号	指定管理者の指定について
議第110号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）
議第111号	工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1	議第110号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）
日程第2	議第111号	工事請負契約の締結について
日程第3	質 疑	
	議第 93号	山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
	議第 94号	山口市個人情報保護法施行条例について

- 議第 95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第 97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第 99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 議第111号 工事請負契約の締結について

日程第4 委員会付託

- 議第 93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市個人情報保護法施行条例について
- 議第 95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第 97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第 99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について

- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 議第111号 工事請負契約の締結について

追加日程第1 発議第3号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議

追加日程第2 質 疑

発議第3号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議

追加日程第3 討 論

発議第3号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議

追加日程第4 採 決

発議第3号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 田中辰典君 | 2番 | 奥田真也君 |
| 4番 | 加藤裕章君 | 5番 | 古川雅一君 |
| 6番 | 加藤義信君 | 7番 | 郷明夫君 |
| 8番 | 操知子君 | 9番 | 福井一徳君 |
| 10番 | 山崎通君 | 11番 | 吉田茂広君 |
| 12番 | 石神真君 | 13番 | 武藤孝成君 |

○欠席議員（1名）

3番 寺町祥江君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企画財政課 長	丹 羽 竜 之 君	税務課長	安 達 俊 樹 君
福祉課長	市 原 修 二 君	健康介護 課長	森 正 和 君
子育て支援 課長	山 田 佐 知 子 君	農林畜産 課長	福 井 淳 君
水道課長	大 西 義 彦 君	理事兼 建設課長	大 熊 健 史 君
まちづくり・ 企業支援課長	服 部 裕 司 君	会計管理者	奥 田 英 彦 君
学校教育 課長	森 川 勝 介 君	生涯学習 課長	藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書記	長谷部 尊 徳 君
書記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第110号及び日程第2 議第111号

○議長（石神 真君） 日程第1、議第110号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）、日程第2、議第111号 工事請負契約の締結について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま追加上程されました案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー6を御覧ください。

資料ナンバー6、議第110号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に1億6,415万5,000円を追加し、155億9,608万9,000円としようとするものでございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページ、民生費1,415万5,000円は、国の物価高克服経済再生実現のための総合経済対策に盛り込まれた、妊娠時から出産、子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援交付金事業が創設されたため、今年度4月以降に出産された方に10万円を給付するものでございます。財源といたしましては、国庫補助金3分の2、県補助金6分の1を計上いたしております。

次に、商工費1億5,000万円は、市内中小事業者の活性化とデジタル化の浸透を図るため、キャッシュレス決済のポイント還元事業を11月から12月末までの2か月間を期間として実施しているところでございますが、大変好評な状況で、当初の予想をはるかに上回る御利用いただいているところでございます。今後、年末を迎えるに当たって、さらに利用の加速が予測され、その結果、市の事業負担額に不足が見込まれる状況となっており、事業を早期終了することなく予定どおり年末まで実施したいため、増額しようとするものでございます。

次に、資料ナンバー5をお願いします。

資料ナンバー5の1ページ、議第111号 工事請負契約の締結については、美山支所及び山村開発センター解体工事の契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び

山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。美山支所及び山村開発センター解体工事につきましては、12月2日に指名競争入札を執行し、3社が参加いたしました。入札の結果、美山建設株式会社が落札者となり、12月6日に3億2,285万円で仮契約を締結いたしました。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第3 質疑

○議長（石神 真君） 日程第3、質疑。

市長提出議案、議第93号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてから議第111号 工事請負契約の締結についてまでの19議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から指名をいただきましたので、3点、質疑をしたいと思えます。

まず、第1点目、議第101号 山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について、水道課長にお伺いをします。

資料は、資料1の48ページのところです。

市街化調整区域から申請を受けて許可を受け、自己負担で下水道管への接続工事をされて、公共下水道に汚水を流す場合の流入分担金が徴収できるようにする条例制定ですが、実際にこれが発生する事案があるための措置か、そして、これが想定される具体的地域及び戸数はどの程度か、また、今後、住宅地の開発を想定される区域であるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

御質問1点目の実際にこれが発生する事案があるための措置かについてでございますが、区域外流入戸数につきましては、最近では、令和元年度14件、令和2年度12件、令和3年度15件と、年間十数件程度でございます。

御質問2点目の想定される具体的地域及び戸数はどの程度かについてでございますが、下水道施設自費工事承認申請書を受理するまでは、具体的な地域や戸数は把握しており

ませんが、先ほど答弁したとおり、戸数については年十数件程度と想定をしております。

御質問3点目の今後の住宅地の開発等で想定される区域はあるのかについてでございますが、御質問2点目で答弁したとおり、具体的な地域は把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） この中身については了解をしました。具体的な区域等を含めて、外れる部分で接続するというようなことについて資料も頂きましたので、了解をします。

続いて2点目なのですが、議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、水道課長にお伺いします。

資料は、資料1の52ページと資料2の39ページです。

農業集落排水事業及び山県市公共下水道事業に地方公営企業法を全部適用することにより、この事業の会計がどのように変わるのか、また、市民にとって具体的に何が変わるのかについてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

御質問1点目の農業集落排水事業及び公共下水道事業に地方公営企業法を全部適用することにより、この事業会計がどのように変わるかについてでございますが、現在の特別会計方式を官庁会計方式といい、法適化後の会計方式を企業会計方式といいます。官庁会計方式では、予算と執行状況により現金取引に基づき整理しますが、企業会計方式では、簿記の原理発生主義に基づく経理に予算制度を加えた会計方式となります。

具体的には、予算区分は、歳入歳出から収益的収支、資本的収支へ、経理方法は、現金主義により単式簿記から発生主義による複式簿記へ、資産状況では、財産台帳から固定資産台帳を備え付け、また、減価償却制度の導入、出納整理期間が5月末までからなしに、剰余金の処分は翌年度へ繰越し、基金への編入から各種積立金へ組み入れ、欠損補填へ変更になります。

決算については、歳入歳出決算書から収益的収支、資本的収支の決算報告書に加え、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表が備え付けられることとなります。

御質問2点目の市民にとって具体的に何が変わるかについてでございますが、地方公営企業法を全部適用することにより、組織が市長から上下水道事業管理者に、会計方式が企業会計方式に変更することになるのみで、一般市民にとっては影響はないと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、企業会計方式に変えるということで、発生主義に基づいて複式簿記になるというんですけれども、市民にとっては影響がないというふうにおっしゃいましたが、これは、公営企業会計に移行すると、考え方の違いなんですけど、一般財源からの繰入れはせずに、独立採算という話がよく出てきますね。水道事業の関係もそうです。そうすると、実際に社会福祉的な施策で一般財源からの繰入れ、例えば、今、電気料金なんか急激に高騰している。そうすると、具体的な事業に影響が出てきますね。そういう場合に、一般会計から特別な対応として繰入れをすることかということが、こういう会計になったときに、できるかどうかについてお伺いします。

○議長（石神 真君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

令和5年度の予算については、まだ、現状、査定中ではございますが、基本的には、昨年度の一般会計繰入額と内容的には同程度を想定して予算書のほうを、こちらのほうは今考えておるところでございます。そこには、昨年度と同様、いわゆる公債費に関する元利償還金に関する繰入れ、それから事業会計分の不足分に対する繰入れと、両方を考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 状況については確認をしました。

それでは、3点目のところでは、

令和4年度の山口市一般会計補正予算（第7号）で、資料4の13ページから21ページ、多岐にわたりますので、そこでそれぞれ課がありますので、子育て支援課長、学校教育課長、生涯学習課長、健康介護課長と副市長にお尋ねします。

今回、補正予算で水道光熱費の値上がりによる補正が各施設に関わって計上されていますが、厚生文教関係施設での当初の見込み予算額と今回の値上がり分との額で、上昇率はどの程度になっているか、見込んでいるかということと、また、大変な状況だと思うんですけど、この事態に関して、光熱水費の国からの補助金などの支援策の検討状況など、把握している情報がありましたら、副市長にお尋ねをしたい。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の光熱水費の値上がりによる補正につきましては、子育て支援課所管の7保育園におきましては、当初予算1,471万2,000円に対し、今回、増額267万1,000円で、総額

1,738万3,000円になり、上昇率につきましては約18.2%となっております。

なお、国の補助金の支援策については把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

今回の補正予算で増額を計上したのは、学校教育課所管の市内各小中学校と教育センターの光熱水費の増額分になっております。当初予算5,566万2,000円に対して、今回の増額は2,312万7,000円になり、総額は7,878万9,000円となります。上昇率は41.5%となっております。

なお、国の補助金の支援策等については把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

今回の補正予算で増額を計上させていただきましたのは、生涯学習課所管の北山交流センター及び柿野交流センターの光熱水費となります。その大部分が北山交流センターの電気代の増額分となっております。当初予算額の総額90万1,000円に対して、増額分19万5,000円、総額が109万6,000円となり、上昇率は21.6%となります。

なお、国の補助金の支援策については現在のところ把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 暫時休憩させていただきます。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の光熱水費の値上がりによる補正については、健康介護課所管の保健福祉ふれあいセンターにおいては、当初予算353万4,000円に対して、今回増額分166万2,000円で、総額519万6,000円になり、上昇率については47%となっております。

なお、国の補助金の支援策については現在のところ把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 国の支援策ということについてお尋ねがありました。これは公共施設に対する支援策かなと思います。

今、国のほうが第2次補正予算が可決されまして、現下、キロワット当たり3.5円とか7円引き下げますというのがあります。ただ、公共施設について、自治体のほうを何らかで支援するという話は、情報は入っておりませんので、それは期待していないところでございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 先日の水道の事業の審議会の資料も頂いたんですけど、なかなか水光費の値上がりは大変な状況だということがあって、ぜひ、これは国の支援も含めてなんですけど、何か対策をいろいろ考える必要があるんじゃないかなと思うんですが。

今お聞きした実績の関係でいうと、学校教育課と健康介護課のところの伸び率が41.5と47%ということですが、これはほかの課と比べても多いんですけども、中身の違いについて分かったら、それぞれの学校教育課と健康介護課の課長さんに再質問させていただきます。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

学校教育課所管分につきましては、当初予算の算定に当たっては、令和元年度及び令和2年度の実績を基に予算を算出させていただきました。今回の高騰により再度見直しを図りましたが、今回については、燃料費調整額、あるいは再生可能エネルギー発電促進賦課金等を考慮して、再度、違った方向で算出をさせていただきました。その結果、このような増額という結論になりました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

健康介護課の保健福祉ふれあいセンターにつきましても、当初につきましても、過年度においての実績ベースをもって積算している関係で、今回の上昇率については見込めなかったのが当初にありますので、今回補正をさせていただくところになっております。

以上になります。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 41%と、ほかのところと見ると、保育園なんかと比べると、倍近くになっているということの中身をお聞きしたかったんですが、今、4割というのはすごい金額なんですけど、単純に令和2年度なんかと比べたときに、単価アップだけじゃ

なくて使用量が増加したとかということではなくて、単純にこれは値上げ分だけなんではないでしょうか。再々質問します。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

使用量については、大幅な増額ありません。値上げ分ということでお答えさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再々質問にお答えします。

当課としましても、使用量については例年並みだと考えております。先ほど学校教育課長も申しましたように、今回に関しては、燃料調整分が結構大きな金額になっていますので、その分が増額の要因だと考えております。

以上になります。

○議長（石神 真君） 以上で、福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 先ほど市長のほうから提案説明がありましたが、資料ナンバー5の3ページ、ここで美山支所と山村開発センターの解体工事がありましたが、6社が辞退をして3社が応札をするという。私は以前にも伺ったんですけど、こんな不景気なときに6社が辞退して3社がというのは考えられないんですが、何か原因があるなら教えてほしいんですが、お願いします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

私どもの掌握しておる範囲では、各業者さんの技術者の数の問題で、手いっぱいのお仕事をしている事業者さんが多いというふう聞いております。それ以外には特に掌握しておるものはございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） それで、これも技術者の関係とかで、業者のことやで私のほうには分かりませんが、仮にそうだとした場合、やっぱりこんな不景気なときですから、これは行政側としても何らかの方法で手を携えて、少しでもみんなに仕事をやっていただけるような、そんな方法を考えてみたらどうかと思うんですよ。そして、金額が3億も

の金額になるんですから、何も1社にどんと任せても分割をするとか、一気にやらなくても、解体をするということは、すぐやらないと何かで間に合わんと、そういうことじゃないもので、分割をして少しでも市内の業者さんに仕事が持っていつてもらえるような、そういう方法は考えられませんでしたか。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

分割発注と申しますか、2棟の解体がございますので、それぞれ別のタイミングで分離発注するという事も考えたには考えたんですが、経費の面で一括で解体することが合理的であると。

もう一つは、作業ヤードの問題で、作業スペースの問題で、別々に解体するよりも同時解体のほうが合理的であるという判断の下、一括発注に至りました。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 経費の面は当然だと思うんですわ。多くなる。それは一括で頼めば簡単ですけど、これはやっぱり、行政の側としては何か工夫をして、そういうふうには、以前も何年前か分かりませんが、同じような事態があったんだ。それと同じことを尋ねたら、同じ答弁やったと。調べてもらえば分かりますけど。それで、私は、こういう立場におる者としては、これは経費の、どのぐらい増大するのか、そういうことは分かりませんが、やっぱり業者の方たちに喜んでもらえるような、そういうことを考えていただけると大変ありがたいと。答弁はよろしいが、今後、お互いにそういうことに努力していくということで、よろしくお願いします。

○議長（石神 真君） 山崎議員、答弁はよろしいんですね。

○10番（山崎 通君） よろしいです。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてから議第111号 工事請負契約の締結についてまでの19議案に対する質疑を終了いたします。

日程第4 委員会付託

○議長（石神 真君） 日程第4、委員会付託。

議第93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてから議第111

号 工事請負契約の締結についてまでの19議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして……。

○10番（山崎 通君） 発言を求めます。よろしいですか。

○議長（石神 真君） どうぞ。

○10番（山崎 通君） 議長から発言の許可をいただきましたので、私、これから動議を行います。

山口市議会議員の石神 真君の著しく品位と秩序を乱したことで、辞職勧告決議案を提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○10番（山崎 通君） 今、賛成者がいますので、趣旨説明をさせていただきます。一定の賛成者がいますので、動議が成立しますので、趣旨説明を行います。

石神 真議長は、去る11月16日より行われた行政視察において、視察先へ向かう矢先、新幹線内でアルコールを飲んでおり、倉敷市内においても飲酒を続け、市議会議員の、あるいは議長として極めて不適切で悪質であります。よって、議員辞職勧告を行います。

本案を本日の日程に追加して審議をしていただくよう、議長に申入れをします。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎議員から発議がありましたので、議長と副議長と交代させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

〔石神 真議長 退場〕

午前10時32分再開

○副議長（加藤裕章君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいまの動議につきましては、議会運営委員会に付託いたします。10時45分から第1委員会室にて議会運営委員会を開催します。

以上です。

暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午後 2 時56分再開

○副議長（加藤裕章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

すみません、マスクを取って進めさせていただきます。

お諮りします。

発議第 3 号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 異議なしと認めます。よって、発議第 3 号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定されました。

追加日程第 1 発議第 3 号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議

○副議長（加藤裕章君） 追加日程第 1、発議第 3 号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議を議題といたします。

山崎 通君に提案理由の説明を求めます。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 石神 真議員は、去る11月16日から行われた行政視察において、視察先へ向かう新幹線内においてアルコールを飲んでおり、倉敷市内においても飲酒を続け、市議会議員、議長として極めて悪質である。市民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく、本市議会の名誉と品位を著しく傷つけたことは、議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。このことは、議会基本条例第 6 条に反し、市民の信頼を大きく損なうものである。

よって、本市議会は、石神 真議長に対して、自らの責めを負って、社会的、道義的責任を感じ、自らの意思により、直ちにその職を辞することをここに勧告する。

令和 4 年12月 7 日。

○副議長（加藤裕章君） 御苦労さまでした。

追加日程第 2 質疑

○副議長（加藤裕章君） 追加日程第 2、質疑。

これより、発議第3号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議の質疑を行います。
質疑を許します。どうぞ。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは1点だけ、提案者にお聞きをいたします。

議長に対する辞職勧告決議ということで出されました。文言の最後に、直ちにその職を辞することをここに勧告するとありますけれども、その職というのは議長職を指していらっしゃるのか、それとも議員としての職を指していらっしゃるのか、その辺りを伺います。

○副議長（加藤裕章君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 議員職を指しております。

○副議長（加藤裕章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、発議第3号の質疑を終結いたします。

追加日程第3 討論

○副議長（加藤裕章君） 追加日程第3、討論。

これより、発議第3号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは、反対の立場で討論いたします。

ただいまの質疑でお伺いをいたしました。議長という職を辞するべきというように私は実は捉えておりました。ところが、提案者にお尋ねをするところ、議員を辞するべきだというお話でした。辞職勧告というのは非常に重いものだということを私は思っております。今回の辞職勧告ですが、研修前に飲酒をしたということが直接の原因になっています。決して、それは法律に違反したということではありません。私も自分自身、過去にどういった事例で市議会議員に対する辞職勧告決議が出されたのかというようなことを若干ですが調べました。

それは、例えば公金の横領であったり、そして、偽りを言って会議を欠席したり、そして、すみません。失礼いたしました。いずれも、例えば逮捕起訴されたというような事例があった、非常に重い罪という言い方に語弊があるかも分かりませんが、確かに議長のやられたことは、決して褒められたことではありませんけれども、ただ、

辞職に値するかといえば、私は、そこまでのことではないような気もいたします。

また、もう一つ申し上げたいのは、提案者、提出者、山崎 通議員、そして、賛成者として加藤義信議員のお名前がごぞいます。当然、その2人は、議長が飲酒をされているところを目撃されているということだと思います。飲酒している実態を見ているにもかかわらず、その場で注意することなく今まで来ていて、悪いことは悪いというようなことをその場で申し伝えて、駄目だよというようなことを申し伝えれば、ここまでのことに至ることがなかったやもしれません。

いずれにいたしましても、今回の議員の辞職勧告というのは、あまりにも処分が重過ぎると考えまして、私は反対の立場から討論をいたします。

以上です。

○副議長（加藤裕章君） 次に、賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、吉田議員のほうから重過ぎるというようなお話がありました。それで、やったことそのものについては、許されないことだということだと思います。

私、賛成する立場で、1つは、行政視察が議員派遣の議決に基づいて行われている。しかも、議長というのは団長で、総責任者の立場である。しかも、これは公務で、私たち、実際に研修に行ったんですけれども、災害の問題では、倉敷市なんかは膨大な事前資料を準備していただいて、詳細な、非常に私たちにとって役立つような中身の報告も十分されました。イエナプラン教育について、福山市でも実際に現場もずっと見学させていただいた。相手はそういうふうを受け入れているんですね。

しかも、私たちは、そのまま行くのはいけないというので、イエナプラン教育については、有志の議員によって講師を招いて、事前の学習会も開催をして参加しました。そういう点から考えると、石神議員の取ったこういう態度というのはやっぱり許されないというふうに思いますので、私は、辞職勧告決議に賛成の立場で討論したいと思いません。

○副議長（加藤裕章君） 次に、反対討論はありませんか。

古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 反対の立場から討論させていただきます。

確かにやっていることはいけない、認められないことだと思います。しかし、11月16日から今日まで石神 真議員は反省している、猛省しているということをお聞きしております。ですので、辞職勧告までは反対です。

○副議長（加藤裕章君） 次に、賛成討論はありませんか。

加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 先ほどの吉田議員のほうから言われたことにつきまして、注意ということがありましたけれども、飲まれた後に確認をさせていただいたということで、その注意の意味合いということです。

それと先ほど、山崎議員のほうから、議員というお話がありましたけど、私は、議長も含んでいるというふうに解釈をしております。

以上です。

○副議長（加藤裕章君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「暫時休憩をお願いしてよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 暫時休憩します。

午後3時06分休憩

午後3時07分再開

○副議長（加藤裕章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、発議第3号の討論を終結いたします。

追加日程第4 採決

○副議長（加藤裕章君） 追加日程第4、採決。

これより、採決を行います。

発議第3号 石神 真議会議長に対する辞職勧告決議について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（加藤裕章君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、石神 真君の入場を許可いたします。

〔石神 真議長 入場〕

○副議長（加藤裕章君） 石神 真君に申し上げます。

石神 真議会議長に対する辞職勧告決議については、賛成多数により可決されましたので、お伝えします。

石神 真議会議長に対する辞職勧告決議について朗読します。

石神 真議員は、去る11月16日から行われた行政視察において、視察先に向かう新幹線内においてアルコールを飲んでおり、倉敷市内においても飲酒を続け、市議会議員、議長として極めて悪質である。市民の信頼を著しく失墜させるばかりではなく、本市議会の名誉と品位を著しく傷つけたことは、議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

このことは、議会基本条例第6条に反し、市民の信頼を大きく損なうものである。よって、本市議会は、石神 真議長に対して、自らの責めを負って、社会的、道義的責任を感じ、自らの意思により直ちにその職を辞することをここに勧告する。

令和4年12月7日、山口市議会。

暫時休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時13分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日金曜日は総務産業建設委員会、12日は厚生文教委員会を、それぞれ午前10時から開会いたします。なお、コロナウイルス感染防止対策のため、いずれの常任委員会ともに全員協議会室といたしますので、御承知を願います。

14日水曜日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午後3時14分散会

令和4年12月14日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和4年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月14日(水曜日)

○議事日程 第3号 令和4年12月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼 建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育 課長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。

本日の議事日程を始めたいと思いますが、議会運営委員会がまだ終わっておりませんので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時02分休憩

午前10時53分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

○9番（福井一徳君） 一般質問を始める前に、一応今回、一般質問、私も3問出しています。ずっとこの間、準備をして、昨夜も遅くまで準備をしてきました。ただ、この間、議会で議員辞職勧告決議案を可決した石神議長の下で進めることについてはいかなものかということで、副議長に交代されることを要望します。

○議長（石神 真君） 今、福井議員から辞職勧告決議案が出て決議をした私議長の下ではやりたくないという発言がございました。

ほかの方、何か御意見ございますか。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 法律的にどうなのか、知識がないもので、何かそういうルールがあれば教えていただきたいです。

○議長（石神 真君） 法律的には何もございません。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） では、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど言いましたように、法的には何もございませんので、粛々と進めさせていただきます。

通告順位 1 番 武藤孝成君。

〔「続けるんですか。退席します」と呼ぶ者あり〕

〔福井一徳議員、山崎 通議員、郷 明夫議員、田中辰典議員、奥田真也議員 退場〕

〔「まだ開会、途中なのに何で勝手にドアを開けるんですか。何で勝手に退室するの。これでいいんですか。急にぼって出ていっていいんですか、議会中に」と呼ぶ者あり〕

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午後 1 時32分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の議事日程が本日で終わりませんので延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、延会とすることに決定しました。

よって、本日の一般質問はあした午前10時より再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時32分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

失礼いたしました。延会と決まったので、明日午前10時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じます。ありがとうございました。

午後 1 時33分延会

令和4年12月15日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和4年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月15日(木曜日)

○議事日程 第4号 令和4年12月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 議長の選挙について

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護 課長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産 課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君

理事兼 建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育 課長	森川勝介君
生涯学習 課長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○副議長（加藤裕章君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○副議長（加藤裕章君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 議長に質問の許可を得ましたので、1点質問いたします。

初めに、お断りをしておきます。当初は会派代表質問として通告をしましたが、同僚議員と共に会派を脱会しましたので、個人の質問ということになりますけれども、そこだけを御了承願って始めさせていただきます。

今後の市政について、林市長に質問いたします。

今、感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、世界規模の物価高や円安、エネルギー、安全保障問題などに加え、地球温暖化や極端化現象による自然災害など、我が国は歴史的な難局にあるとも言えます。

本市においては、2年半余り前に東海環状自動車道が開通しましたが、2年半後には西回りルートも開通となります。ここ数年間は、本市の未来を命運づけるとも言える、とても重要な時期にあると考えられます。

林市長におかれましては、この3期、約12年間の行政経験を生かし、精力的に本市の市政を担っていただいておりますが、その任期も残り4か月余りとなります。そこで、林市長のこれまでの実績を振り返りつつ、今後の市政について質問をさせていただきます。

約12年前、林市長は、対話と共感を政治理念とし、約40年間にわたる行政実績を基に市民から大いなる賛同を得られ、市長に当選されました。その後、各種施策を力強く着実に実現されたこと、多くの市民に認められ、前回と前々回の選挙では無投票で市長に選任されました。

就任以来、東海環状自動車道をはじめ、国道256号や国道418号、岐阜美山線や関本巢線等の幹線道路、鳥羽川や武儀川の改修などについて、国や県に対し精力的かつ効果的な要望を続けられ、これらの事業は着実に進展していると感じております。

少子化が全国的な問題である中、子育て支援については、重点的な課題として力を注

いでられています。保育園関係では、保育料の無償化、タブレットの導入、机、椅子の木質化、多様性を拡大する民営化、小規模保育園の新設のほか、幼稚園就園の補助、不妊治療の支援、婚活サポートなどがあります。児童・生徒関係では、学校給食の無償化、全小中学校へのエアコン整備、GIGAスクールの推進、放課後児童クラブの一部民間委託、自然体験教室の拡充、子ども食堂の新設のほか、地域未来塾の創設や山県高校の存続、高校生までの医療費の実質無償化、フッ化物洗口の推進によって虫歯罹患率が全国屈指の低さとなっています。

また、市内では、中小零細企業の多い中、商工会等と連携し、女性の活躍を期すさくらカンパニーの制度を創設し、商工業者の支援にも努められ、商工会が全国の準グランプリを受賞されることともなりました。また、従業員100人規模の企業の本社ごと誘致をはじめとする幾多の企業誘致、岐北厚生病院の整備の連携のほか、山県まちづくり振興券によって市内消費の喚起などをしてられました。

農林畜産業者への各種支援をしつつ、野生鳥獣の処分方法についても、新たな手法を確立されようとしておられます。

山県インターチェンジの開設を踏まえ、バスターミナルを整備され、新たに岐阜大学病院やモレラや名古屋市への直行便が創設されたほか、市内の循環線やデマンド交通も開始となりました。そして、ターミナルに隣接するJAばすけっとは今も大変なにぎわいを醸し出しています。

市民の安全・安心の確保をするためには、消防については、岐阜市への委託が実現し、防災行政無線の更新も完了し、乾地区のクリプト、円原水源のカルシウム対策も完了しました。ハザードマップを全戸に配布するとともに、市内最大の避難所となる総合体育館においては、空調機の設置や発電機の整備等がなされました。

本市、知名度の低いことに関しましては、本市の認知度を高めるべく、三山ひろしさんをふるさと大使に委嘱するほか、キャンプ場や伊自良湖周辺、ハリヨ公園等を整備されたほか、大桑城等調査も本格的に始められました。

国庫補助金制度の獲得においては、市の行政にとどまらず、市内企業の補助金獲得に至るまで、市長自らトップセールスを発揮されていることは、誰もが認めるところでもあります。

ふるさと納税を強く推進され、今や県内屈指の寄附金が集まっているとともに、市内の特産品が全国に広められています。

こうして様々な施策が展開されてこられる中であって、林市長が就任された頃は、本市の借金は、かつて370億円程あったものが、今では210億円程となっています。また、

職員の数の縮減等も各種改革も着手され、前年度決算においては、実質的な単年度収支は7年ぶりに6億円近い黒字となりました。

以上、林市長の市政の一端を振り返らせていただきましたが、多くの功績には枚挙にいとまがなく、こうして御尽力いただいているということは、私以外にも多くの市民の認めるところでもございます。最初に申し上げましたが、我が国は歴史的な難局にあります。また、2年半後には、東海環状自動車道の西回りルートが開通するとなる、とても重要な時期にあります。こうしたときだからこそ、長年の行政経験と12年近い市長職の経験をお持ちの林市長に引き続き市政を担っていただきたいと思っております。林市長のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（加藤裕章君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

ただいまは、私に対しまして本当に身に余るお言葉を賜り、大変恐縮しているところでございます。

私は、市長に就任して以来、私なりに全力を尽くして行政を担ってきたつもりでございます。振り返ってみますと、あっという間の12年間であったと感じております。そして、まだまだ課題は多く残されているとも感じております。

私が1期目の市長に就任させていただいた当時は、山口市は、県内で唯一の起債許可団体であるという報道がなされておりました。多くの市民の皆様から山口市の財政状況について関心を寄せられておりました。そのため、内部におきましては、様々な機構改革を行うなどして、早々にこれを脱することができました。それは、議会をはじめ市民の皆様、また職員の深い理解と協力があったのたまものだと感じております。

さて、議員御発言のように、東海環状自動車道西回りルートの開通まで2年余りと迫る中、ポストコロナ社会を見据える必要もあり、山口市にとっても大変重要な時期であると感じております。

また、本年度末には、山口市は発足後丸20年がたちます。来年度は、これを機に市民の皆様方と共に山口市の魅力を再認識し、市外に向けて発信していければよいかと考えております。

4期目につきましては、市民の皆様方の御支援、御理解をいただけるのであれば、次の4年間も再度市長として先頭に立たせていただき、山口市発展のために全力を傾注する決意でございます。

3期目のこの任期もあと4か月余りとなりましたが、この間におきましても、現下のそれぞれの課題をしっかりと見据えながら、今なすべき施策につきましては、時機を失

することのないように適時かつ適切に、また力強く推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤裕章君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） ただいまは、力強い次の4年間も頑張っていただけというふうにお伺いしました。

林市長、ここ数年、大事なときなんですから、やっぱりより一層今までの行政経験を發揮していただいて、山県市民2万6,000、安心して暮らせるまちづくりに邁進していただきたいと思いますので、お願いをしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（加藤裕章君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位2番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を2件行います。

1件目、小中学校の在り方についてですが、令和4年1月28日、山県市立小中学校及び中学校適正規模等検討委員会が設置されました。委員会は、学識経験者、市議会議員、市自治会連合会が推薦する者、市PTA連合会が推薦する者、市立保育園長会が推薦する者、市立小中学校会が推薦する者、15名で構成され、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の適正規模、通学区域の設定または変更等に関する事項の調査及び審議を行い、その意見を答申するもの。

以前には、市教育委員会が平成18年に今後の市の教育の在り方を検討委員会に諮問し、平成19年に答申をいただいております、その答申を基に適正規模基本方針と推進計画を策定されました。

複式学級を解消するための小学校の統合、過小規模校を解消するための中学校の統合という基本方針の下、美山地域の3つの小学校が統合し、美山小学校ができ、学級数や教師の人数が増え、教育環境が整備されています。

その後、各学校が抱える課題の解決に当たり、地域の方を交えた学校運営協議会を設置、また近年では、法改正により義務教育学校や小中一貫校などの新しい形の学校ができるようになりました。

現在の山県市の児童・生徒数は、市内全体で1学年約200人規模、この先の数年間でさらに子供たちの数が減少していくことが見込まれています。

小学校教科担任制、オンライン学習の推進、個別最適化学習、地域部活動など、教育

環境が大きく変わる中で、山県市の小中学校の在り方、教育方針を再検討することを目的に、現在、以下2点が検討委員会に諮問されています。1点、山県市立及び中学校の適正な規模等の在り方について。2点、21世紀をたくましく生きる子供の教育の実現について。

これまでに6回開催された検討委員会での調査、審議の進捗はどのようでしょうか。学校教育課長にお尋ねをいたします。

○副議長（加藤裕章君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会での調査、審議の進捗についてでございますが、本市の児童・生徒数は、平成3年度に4,053人であったものの、平成30年度には2,000人を割り、令和4年度現在では1,696人と減少傾向が続いております。新型コロナウイルス感染症拡大による様々な影響もあつてか、令和3年度の新生児数は100人を下回る現状です。

数年後には、市内全学校がさらなる小規模化が避けられない見通しにあることや、小学校教科担任制への転換、学校不適應の増加等、全ての子供の学習を保障するために、本市における小学校、中学校の適正規模等の在り方及び21世紀をたくましく生きる子供の教育の実現について、令和4年2月に山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会へ諮問いたしました。

同委員会では、これまでに6回の協議を重ねています。

最初に、児童・生徒数の減少や学校の小規模化に対する現状認識について、小中学校、保育園等の保護者約2,000人、自治会長153人を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、1学級15人から25人程度の少人数教育を願っていることや、8割以上の方が積極的または将来的に学校の規模や校区を見直すことに取り組む必要があると捉えていることが分かりました。

次に、学校規模と生徒指導上の問題や学力等との関係について整理をいたしました。その結果、小規模校、複式学級を持つ学校における不登校児童数の割合は1%以下であり、不適應を起こす児童が少ないことや、いじめの認知件数の割合は、小規模校、複式学級を持つ学校のほうが高く、学級の児童数が少ないと問題行動の発見、認知をしやすくなることが明らかになりました。また、学力については、学校規模による顕著な差は見られないことも分かりました。

こうした状況を踏まえた上で、複式学級の解消を意図した学校統合や新たな学校の仕組みである小中一貫教育としての義務教育学校等を高富、美山、伊自良地域ごとにシミ

ュレーションし、主に学級数や教員数の増減について比較検討をしました。

その結果、統合によって1学級の児童数は増加するが、学級数は増えないこと。それに伴って、教員数は減少することが明らかとなり、教員数を維持できる山県市独自の学校間連携や小中一貫校の検討も行われています。

こうした論点整理を総括した答申が今月中に提出される予定であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤裕章君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

御答弁いただきましたように、6回の会議の中では、アンケート調査による結果の分析なども行われ、当事者の現状の考えや実態を的確に把握することができたのではないかと考えます。審議会の御尽力に深く感謝いたします。

こういった調査の結果や分析により、統合、小中一貫校、学校間連携などのシミュレーションを行われたとのこと。地域によって特色は様々であるかと思いますが、各地域ごとのシミュレーションはどのようでしょうか。その一例として、伊自良地区の場合などをお答えいただけたらと思います。学校教育課長にお尋ねをいたします。

○副議長（加藤裕章君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

各地域のシミュレーションについてですが、学校の適正規模を考える上で重要なことは、学校規模に関係なく教育の質を担保することです。山県市において、複式学級の解消は重要な課題であり、物理的に学級集団を大きくすることは有効な手だてとなり得ます。また、小学校教科担任制の授業の実施や小中学校9年間の一貫した教育など、時代の要請についても実現しなければなりません。

そのために、最初に、複式学級を有する小規模小学校と同地域内の小学校との統合シミュレーションでは、1学級の児童数は増えますが、学級数は増えないこと。また、小規模小学校と中規模小学校を統合しても同様であること。つまり、学級数は増えないことから、教員数は減ることが分かりました。

次に、各地域で小中一貫義務教育学校に統合した場合、シミュレーションをしました。例えば、伊自良地域では、2小1中を1校に統合することで、複式学級の解消や小学校と中学校の教育課程の連携はスムーズになりますが、教員数は減少するとともに、伊自良中学校の現状の施設では、教室数が足りず小中分離型の学校となり、小学校教科担任制の実施は容易ではないこと。これは、美山地域も同様です。

このことから、統合するデメリットとして教員数が減ることが明確となったため、現

在の学校を維持し、教員数を確保した上で、教育課程を工夫することで課題解決の方向性を探りました。

その方法としては、例えば、伊自良北小学校と伊自良南小学校を連携校として位置づけ、5、6年生を合同授業の形式とし、1年生から4年生を必要なときに交流授業を行う。また、小中一貫型として伊自良地域3校が連携して、6年生は中学校で教科担任制の授業を実施し、4、5年生は伊自良南小学校で合同授業、1年生から3年生は交流学習を伊自良北小学校で行うなどについても、そういった山縣市独自の方式についても検討されています。

いずれも机上の案であり、教職員の負担であったり、通学方法や移動の方法、教育予算など、諸条件を検討する必要があると考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤裕章君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

これからの子供たちにとって、何が本当によいのか。考える思いは、保護者も地域も現場の職員の方々も同じであると思います。

審議会で行われました現状のデータによる分析やシミュレーション、検討内容をしっかり共有し、当事者と共に新たなステージへの一步を踏み出していきたいと考えます。

最後に、教育長へお尋ねをいたします。

先月、市議会は広島県の福山市、常石とともに学園へイエナプラン教育の視察に伺わせていただきました。異年齢集団でのグループ編成による学習、機械的に時間を区切らず子供たちの状況に応じた活動の調整、これまでの学校教育現場の既成概念や固定観念にとらわれない教育が進められていました。

ここでイエナプランの是非は問いませんが、視察に訪れて感じたのは、山県には、もうその既に要素があるのではないかということです。教育ビジョン2020のブランド戦略としてある山縣市版の異年齢教育と子供たち一人一人の学びに山県という地域を最大限に生かした学校の在り方、今後について、教育長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（加藤裕章君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再々質問にお答えします。

平成19年の山縣市適正規模検討委員会の答申は、複式学級の解消や学年複数学級を目指した学校統合であり、一定の成果を得たと捉えています。

一方で、今回の適正規模検討委員会の論点整理では、現状を丁寧に分析し、学校統合

をするかしないかの二者択一の議論に終結することなく、子供一人一人にとっての学校の適正規模はどうあるべきかを議論の中核にしています。その上で、山県市の伝統ある地域の教育力やスクールバスを所有していること、ハイスペックのICT機器が整備されていることなどの教育資源を最大限に生かした義務教育の可能性について検討がなされていたと捉えています。

山県市教育ビジョン2020には、小規模化の現状を踏まえた異年齢学習や合同授業という他市町村の教育内容と異なるものを位置づけてあります。今年度の実践で、桜尾小学校で行われた1日中異年齢学習に対する児童の評価は、全校の91%が楽しかったと回答しています。また、いわ桜小学校5、6年生は、体育と英語の授業を美山小学校との合同授業の形式で実施し、全員がたくさんの子とを学び合うことは分かりやすい、競争ができると回答しています。

教育委員会としましては、12月末の提出予定になっている答申に基づき、一人一人の学びの保障に軸足を置いたきめ細かな指導を堅持しつつ、全ての児童・生徒が一致団結して取り組む仲間との学習が行えるよう、教育課程を工夫した新たな独自の教育システムを検討し、山県市立小中学校の適正規模推進計画を早急に策定してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤裕章君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。今後の取組に期待をいたしたいと思えます。

2件目です。令和5年度予算について。

10月7日、令和5年度の予算編成方針が通達されました。山県市は、過去に県内唯一の起債許可団体でありましたが、昨年度は5.7億円の黒字決算を計上。新型コロナウイルス感染症の流行により市民の生活が大きく変わった3年、今後も持続可能な財政運営を確保する中でも、新しい考え方で施策の推進が必要となります。

合併から20年、来年度は新たなステージに向けて踏み出していく節目の年、編成方針に記載されている5つの重点的事項、1、包括的な子育て支援と女性の活躍、2、未来を見据えた力強く豊かなまちづくり、3、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、4、新たな時代に向けたGX、DXの推進、5、ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略について、今回は林市長の今期最後の予算編成ともなるため、この4年間の御自身の政策評価を踏まえたお考えを市長にお尋ねいたします。

○副議長（加藤裕章君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

来年度の予算編成方針は、議員御発言のとおり、大きく5つの重点事項を設けております。これまでの関連事業の評価を交え、各種重点事項における予算編成に対する思いを説明させていただきます。

1つ目の包括的な子育て支援と女性活躍につきましては、令和2年度には市内の2つの保育園の民営化の決定、3年度におきましては市内初の地域型保育園の認可など、子育て世帯の多様なニーズに対し、選べるメニューを増やし、個にあったサービスの提供に努めてまいりました。また、本年度には学校給食費を無償化し、食生活を支援することで全ての子供の健全育成に資する事業を展開いたしました。今後、少子化の進行は避けられない状況にあります。子育て世代、行政等がそれぞれの責任、役割を果たして、子育て支援、女性活躍の施策を実施していく方針でございます。

2つ目の未来を見据えた力強く豊かなまちづくりにつきましては、山県インター開通を契機といたしまして、市内企業の拡充、移転、販路拡大などの支援のほか、企業誘致においても積極的に推進してまいりました。その結果、本社移転先として本市を選定していただいた企業もございました。今後も地域経済活性化のための施策を推進してまいります。また、令和3年には本市の交通結節点となる山県バスターミナルが完成し、加えて、観光等の拠点としてみとかと山県ばすけっとなどが連続してオープンし、市民のみならず市外の方も巻き込んだにぎわいを創出しております。今後、あらゆる面において機能不全に陥らず、市民の皆様が安心して生活を送っていただけるためには、防災・減災、国土強靱化によるインフラ整備が重要であり、特に老朽化対策を重点に進めてまいります。歴史文化、観光の面等におきましては、国指定を目指す大桑城をクローズアップし、観光の拠点と連携して知名度とともに安全で楽しめるまちづくりによる満足度向上を両立できる施策を推進いたします。

3つ目の健康寿命の延伸と高齢者の活躍につきましては、既に到来している人口高齢化の中、高齢者の皆様に健康でいていただけることが市といたしましても持続可能な社会を構築する大きな要素となります。今後も、継続してフレイル予防を実施していくとともに、意欲と能力のある高齢者が生き生きと活躍できる支援策を推進してまいります。

4つ目の新たな時代に向けたGX、DXの推進に関しましては、GXにおいては、本年6月に山縣市カーボン・マイナス・シティ宣言を行い、市における脱炭素事業のビジョンを策定したところであります。また、DXにおきましては、学校におけるGIGAスクールの推進、市役所においてはタブレットパソコンの導入によるオンライン等への対応など、足場を築いてまいりました。令和5年度におきましては、GXにおけるビジョンを具現化していく施策及びDXにおいては市内公共施設へのフリーWi-Fiの設

置、窓口の電子手続の実施など、市民の皆様がDXによる恩恵を享受できる施策を推進いたします。GX、DXの効果を相乗的に高め、グリーン化と住みやすさ、利便性が共存する施策を推進してまいります。

最後に、5つ目のポストコロナの経済社会に向けた成長戦略に関しましては、特に労働環境に直結する若い世代、すなわち子育て世帯への影響を軽減するため、保育園、小中学校におけるコロナ対策に対し重点的に整備したほか、中小事業者への支援等により経済基盤を強固として、コロナ禍においても安定した経営が行えるように努めてまいりました。コロナ禍による景気の落ち込みから持ち直しの傾向が見られる状況下においては、引き続き気を引き締めたコロナ対策を状況に応じて実施していくほか、新たな生活様式、GX、DXなどの新技術とも連携した効果的な施策を実施していく所存でございます。

ただいま説明いたしました令和5年度に向けた重点事項は、1つの事項がそれぞれ単独で効果を示すものではなく、5本が連携して進むことでより効果が発揮されるものになると考えております。

合併20周年を迎える令和5年度は、未来に向けた持続可能な力強い地域社会を構築するためのスタートの年と捉え、全職員が一丸となってアイデアを出し合い、予算編成を行っていくとともに、議員の皆様のお支援をいただきながら、市民の皆様が将来にわたって住みたいと思うまち、住み続けたいと思っただけのまちにするための予算編成としていこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤裕章君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

ただいまお答えをいただきました令和5年度に向けた重点項目について、それぞれの内容、また、5本の連携で効果が発揮されるものであること。持続可能な力強い地域社会を構築するためのスタートの年と捉え、一丸となって編成作業を行う旨を御答弁いただき、来年度予算に向けての期待が高まるところであります。

再質問は、重点項目の1、包括的な子育て支援と女性の活躍についてお尋ねいたします。

子育て支援日本一を掲げ、御当選をされてから、林市長には山県の子育て支援策に大変御尽力をいただき、その効果や影響は、市内外問わず直接的に高評価を耳にするようにもなりました。その中で、他市町村との差別化を図り、国にも先駆けて行った事業であった保育料の無料化は、今では全国的な取組へと広がりました。

これまでの議会でも、子育て支援や女性の活躍については、何度も議論を重ねてきたところではありますが、平成29年第2回定例会の一般質問にて、私は、3歳未満児の保育料の無料化の実施について、市長にお考えをお尋ねいたしました。多子世帯、ひとり親世帯への軽減措置、国や県の施策により軽減を行っていくお考えをお答えいただいております。

出産後、初めて子育てをしながら仕事をする女性の多くは、不安や迷いを抱えながら職場復帰します。中には、夜泣きのお世話や夜間の授乳をしながら仕事をされる方も少なくありません。経済的にはもちろんのこと、精神的にも身体的にも、とても負担のかかる時期、この時期へのサポートは欠かせないはずと訴え、未満児第1子からの心強いサポートをと求めましたが、財政状況を見ながら検討されるとのことのお答えでした。

その後、平成30年第3回の定例会の一般質問でも、全国的な保育料の無償化のスタートに向け、山縣市独自の支援策として未満児の保育料の無償化についてお尋ねをしています。未満児の入所数が増える見込み、人員、物理的な保育園の整備状況を考慮しながら総合的に見極めていくお考えを、そのときはお答えいただきました。

今年度より小中学校の給食費の無償化がスタートした山縣市、これは成長期の子供たちに安心・安全な給食を安定的に供給できるようにというものであったと思います。保育園は、3歳未満児であっても、以上児であっても、保育を必要とする子供一人一人の居場所です。未満児の保育料の無償化について、この4年間の検討、総合的な見解を市長にお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（加藤裕章君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

子育て支援につきましては、私は一貫して重要な施策と位置づけてきております。全国に先駆けた3歳以上児の保育の無償化のほか、本年度は学校給食費の無償化についても実施をさせていただいております。

そこで、お尋ねの3歳未満児保育の無償化につきましては、議員御発言のように、これまでの議員から御提案に対しましては、国や県の動向、財政状況などを鑑みながら総合的に判断をさせていただくとお答えをしてきているところでございます。

ところで、この3歳未満児の保育園入所につきましては、様々な考え方があることを承知しております。私もできることなら、3歳未満は親元で保育されたほうがよいという考えがないわけではございません。しかしながら、小家族化や家庭環境の多様化などを鑑みれば、3歳未満児の保育園入所がベターな子供や御家庭があるのも事実であり、そうした御家庭こそ経済的支援として無償化の必要性は高いものと考えております。

そうした家族論とは別に、3歳未満児保育の無償化において検討が必要なことの1つは、その財源が継続し得るかということがございます。もう一つは、無償化により需要が高まり、3歳未満児の保育を供給できるかという点がございます。

時に、来年度から高富保育園と富岡保育園の民営化が始まります。つまり、民間の方の力をもお借りした保育サービスを提供できるようになるわけでございます。こうしたタイミングにより、3歳未満児の保育供給ができるのではないかと考えております。また、各種行政改革等により、前年度決算におきましては、7年ぶりに実質単年度収支が黒字ともなりました。そうしたことを踏まえますと、その財源も継続し得るのではないかと考えております。

以上のようなことを踏まえまして、来年度の予算編成におきましては、具体的なことは今後詰めてまいります。基本的な方向性として、3歳未満児の保育無償化を目指し、子育て世帯の保育における選択肢として経済事情に左右されにくい選択肢を増やしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤裕章君） 暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分から再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時14分再開

○副議長（加藤裕章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

ただいま休憩中に、石神 真議長より議長の辞職願が提出されました。

よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

議事日程の途中ですが、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○副議長（加藤裕章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（加藤裕章君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君の除斥を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

○副議長（加藤裕章君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○副議長（加藤裕章君） お諮りいたします。

石神 真君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 異議なしと認めます。よって、石神 真君の議長の辞職を許可することに決定されました。

石神 真君の入場を許可いたします。

〔石神 真議員 入場〕

○副議長（加藤裕章君） 石神 真君に申し上げます。石神 真君が議長を辞職することは許可されました。

ここで、石神前議長に退任の御挨拶をお願いいたします。

○12番（石神 真君） 議長の辞職につきましては、大変御迷惑をおかけいたしました。

また、先ほど新聞報道には事実と異なった報道もありますが、今議会の混乱に対し責任を取るといふことで議長の職を辞任いたしましたことを認められましたこと、ありがとうございます。

また、辞任のタイミングですが、遅れたことに対しては大変申し訳ございませんでした。また、市民の皆様にも大変御迷惑、またお騒がせをして申し訳ございませんでした。深くおわびをするところでございます。

少しの間でしたが、皆様方に支えられ、議長という職ができましたことを誇りに思っております。今後とも、一議員として頑張ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（加藤裕章君） 暫時休憩いたします。議場の時計で11時35分から再開いたしま

す。

午前11時21分休憩

午前11時35分再開

○副議長（加藤裕章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定されました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（加藤裕章君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（加藤裕章君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 田中辰典君、2番 奥田真也君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（加藤裕章君） 念のため申し上げます。議長の選挙方法は単記無記名投票で行います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○副議長（加藤裕章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（加藤裕章君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（加藤裕章君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤裕章君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

田中辰典君、奥田真也君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（加藤裕章君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票数13票、無効投票数ゼロ票。

有効投票のうち、山崎 通君 9票、吉田茂広君 3票、石神 真君 1票。

以上のおりであります。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、山崎 通君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（加藤裕章君） ただいま議長に選出されました山崎 通君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました山崎 通君の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議長（山崎 通君） 誠に僭越ではございますけれども、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、皆様の御推挙により議長に当選させていただきました。誠にありがとうございます。議会の運営はもとより、執行部との車の両輪ごとく、山口市発展のために全力で投球してまいりたいと、こんなふうには思っておりますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、誠に粗言で意を尽くしませんけれども、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（加藤裕章君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 福井一徳君。

○9 番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず第 1 点、会計年度任用職員制度の今後の運用について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

この制度運用から2022年度末で3年目を迎えますが、3年目の壁、いわゆる不当な雇い止めが全国的には危惧をされています。会計年度ごとの任用ということで、雇用不安の現実がある一方、住民のために働きたいとの思いもあります。全国の自治体で働く任用職員は約62万人に及び、急速に増えています。

自治労連が行った2022アンケート調査、22年5月末から9月にかけて行われ、回収1万3,762人の声が集まりました。ここでは、女性の割合が86%と女性労働に依存する制度になっています。また、専門性と持続性が求められる職種にまで広がり、勤続年数5年以上が57%に及んでいます。年収は200万未満が多く59%、200万から250万が24%と中心を占めています。やりがいと誇りは、持っている、少しあるを含めると9割になっています。

要求項目の複数回答では、1、賃金を上げてほしい59.1%、2、一時金が欲しい、増やしてほしいが37.3%、3、毎年賃上げしてほしい35.1%、4、退職金が欲しい35.1%、5、継続雇用にしてほしい34.1%と、上位4位までは賃金要求となっています。

また、自由記入欄には、公募は広く門戸を開くためと上司に言われました。30代女性。会計年度だから、本来は1年で切られても文句を言えない立場なんだからと言われながら働いています。50代女性。3年ごとの公募、不安とストレスが募ります。40代女性と不安な声が寄せられています。

一時金の支給に関して、自治体の中には、月次賃金を下げて、その分を一時金支給にしているなど、制度を理解しない曲解した対応をしている自治体も見受けられ、問題になっています。

この間、私は議会でこの問題を取り上げてきましたが、山口市では真面目に制度運用をしていると評価をしています。

そこで、改めて以下の2点についてお尋ねをいたします。

1、基本的に、よほど本人に問題がない限り、継続雇用を前提に雇い止めはしない方針を取るべきだと考えますが、山口市の実質的な継続雇用の運用についてお尋ねをします。

2点目、この制度がつくられるときに議会で取り上げた、従来までであった5年勤続で時給50円、10年勤続で100円加算という勤続加算の制度を新制度に組み入れる由の答弁がされました。この勤続加算の運用はどのようにされているか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山口市における会計年度任用職員の実質的な継続雇用の運用についてでございますが、まず、議員には、山口市の制度運用について御理解と御評価をいただいていることに感謝申し上げて答弁をさせていただきます。

総務省自治行政局公務員部の事務処理マニュアル、いわゆる総務省マニュアルによりますと、会計年度任用の職員は広く公募を行うことが望ましいとされております。しかしながら、平等の取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、原則2回まで、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができることとなっております。本市においても、同様な取扱いを行っているところであります。

なお、再度の公募を行った際に、従前勤務されていた方の応募があり、再雇用することを禁ずるものではございません。

御質問の2点目、勤続加算の運用について御質問をいただきました。

議員御発言のとおり、従前の制度では、臨時、非常勤職員の中で、一定年数の勤務をされた場合の時間給に勤続加算を行っておりました。制度移行後、それら勤続加算されていた方が会計年度任用職員となった場合には、勤続加算された時間給と制度移行後に支給される時間給の差額については、現給保障をいたしたところでございます。また、会計年度任用職員の給料表は正職員のを準用しておりますが、制度移行後の経験年数によって昇給を実施いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、答弁いただきました。

それで、実態も含めて見ると、山口市で雇い止めとか、そういうようなことはない。ほぼ、それぞれの部署に後で質問したいと思いますが、実際にやっぱり山口市の市民のため一生懸命働きたいという声もあります。

それで、この間、議会の中では、例えば公民館の主事の件の問題を取り上げたりとか、それから、また、実際に今、山口市の中での職員の数を出していただいたんですが、山口市の実態では、全体で562人の職員が現在お見えになって、正規の職員が249名、会計年度任用職員という方が313名ということで、55.7%を占めています。市民サービスに向

けて、こういう人たちが非常に頑張って支えているということが実態だと思いますし、そういうことに対する市としては、きちっとやっぱりそのことを受け止めて対応されているというふうに私も思っています。

それで、実際に、例えば不安の声というのも何人かお聞きしたんですけど、確かに制度では会計年度任用職員制度というふうになっているので、不安はあるというようなことがありました。

私は、実際そんなことはないと思うんですが、これをずっと読みますと、子育て支援課が136名、それから学校教育課が87名、生涯学習課が43名ということで、教育関係の方が85%なんですね。そういう意味では、ある程度いろんな専門性ということが求められるような職種です。

この制度ができたときに、私は、パートタイマー7時間という保育士さんの制度があったんですけども、フルタイマーだと退職金が出るんです、7時間半でね。ところが、最初は7時間しかなかったということで、これも実際に議会で質問して、その後、早速市長が7時間半というようなフルタイムの制度をつくるというようなことで進められてきていますので、私は、こういうようなことについて、きちっとやっぱり働いている人たちに伝えて安心していただくということが大事じゃないかなというふうに思っています。

そこで、子育て支援課の課長と、それから生涯学習課の課長さんにお尋ねしたいと思うんですが、こういう雇い止めとか、そういうようなことが今社会では問題になろうとしている中で、山県市の運用状況についてどうかということについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えいたします。

先ほど理事兼総務課長が答弁いたしましたように、子育て支援課が所管します保育園等も同様に再雇用することを禁じることはいたしておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 福井議員の再質問にお答えいたします。

生涯学習課としましては、公民館あるいは図書館等、文化ゾーンの施設等、会計年度任用職員の方にお世話になっておりますが、私どもも再雇用に関して雇い止め等をしていることはございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） それぞれ多いところで働いてみえる課長さんの話の中で、再雇用について雇い止めしないということは、現場の状況からも報告されましたので、最初から私は信頼しているんですが、こうしてきちっと議場の中で言っていただいて、働いている人たちに安心感を持ってもらいたいというふうに思います。

先ほど市長がお話しされた中で、山口市では非常に負債が多くて、これを解消するという中に、職員をものすごく減らしてきたということがあるんですね。職員の数がずっと減った中で、一生懸命仕事をやろうということで非常に奮闘されているというふうに私も思うんですが、一方で、そういう中で、こういう非正規の会計任用制度のその職員の人たちも、その支えになって一緒になって頑張っているという点については、やっぱりきちっと評価したいし、こういう人たちの労働環境をきちっとやっぱり改善していくという意味で、引き続き市としても充実させるように努力してほしいというふうに思います。

次、やっていい。

○議長（山崎 通君） 誰に質問されましたか。

○9番（福井一徳君） じゃ、最後に市長に一言。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の制度につきまして、山口市は、先ほどお答えしましたように適宜適切に対応させていただいております。また、今後におきましても、それぞれの立場を尊重しながら合理的に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（福井一徳君） 継続します。

○議長（山崎 通君） 休憩を望んだら。暫時休憩いたします。議場の時計で13時から再開をいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） それでは、午前が続いて、引き続き一般質問をしたいと思います。

2番目、武士ヶ洞の開発に伴う問題についてです。副市長にお尋ねをいたします。

企業誘致として、武士ヶ洞で岐阜市内の企業の本社、工場及び事業所を移転することが決まり、協定式が平成29年9月29日に行われ、現在、本社移転の建設工事が始まって

います。現況測量、境界確定から始まり、開発設計、事前協議、岐阜県の開発許可、山
口市との事前協議、開発区域だとか、道路方針等を決定して開発が始まり、造成開発道
路、調整池等の計画を経て、最終段階に入っています。このような開発に関わっては、
地域の住民の皆さんや地権者の皆さん方の御理解や御協力がなければ実現をしません。
そして、いよいよ本社、工場の建設工事に至っています。そのような中で、市民の方
から、武士ヶ洞の開発に関わって、私のところに訴えが来ました。

主な訴えの内容は、1、境界確定に関わって、有印私文書偽造が行われている。納得
できない。

2点目、隣接土地所有者宛てに出された市長公印の確認書の内容が履行されていない
というものでした。

早々、私はこの訴えをされた方にお会いし、根拠となる筆界確認書類及び公印確認書
を確認いたしました。また、実際、現地に赴いて、現場の確認もしてきました。

御本人は実名を公表してもいいということでしたが、あえて実名や関連する事務所の
お名前は触れないこととして、以下の2点についてお尋ねをします。

まず1点目、山口市として有印私文書偽造と言われる事実について確認をしたか、ま
た、この問題をどのように捉えているか、その後、どのような対処をしたのか、3項目
についてお尋ねをします。

2点目、山口市として公印確認書による代替道路の設置状況について、現状及び今後
の山口市としての対応についてどのようにしようと考えているか。

以上の2点について、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問の1点目の有印私文書だと思いますが、有印私文書偽
造と言われる事実についてお答えをさせていただきます。

当該文書は、登記等に係る筆界確認書のことかと存じますが、担当部署は無論、私自
身もその写しは拝見いたしております。当該文書は、代書事務所のほうが作成したもの
のことと存じますが、その偽造と言われる部分については、要は、確認していないのに
確認したとして署名押印されている箇所のことだと存じます。そして、その当該文書の
作成には、当時、市の職員であった者が少なからず関わっていたことと、それから、そ
の同じ文書の別な箇所で財産区管理者としての記名押印、市のですね、があることから、
当該事務所へ事実確認をしたところでございます。当該事務所によりますと、当該市民
の方に説明をし、承諾いただいた上で代筆等をしたものと記憶しているとの説明であり
ました。市としましては、仮に承諾もなく勝手に代筆等をされたものであるならば、と

ても遺憾なことであり、当該事務所からは当事者のほうへはよく説明をして、誠意ある対応をしていただくよう申入れをしたところでございます。

なお、市としましては、筆界確定の行為は真実であると考えておりまして、また、私文書偽造の捜査機関でもないため、私文書の意思の真意は確認することができず、当該市民の方と関係事務所の方の間で解決を図っていただくよう、担当部署のほうからお伝えをいたしているところでございます。

御質問2点目の公印のある確認書についてお答えをさせていただきます。

まず、武士ヶ洞での企業誘致につきましては、議員御発言のように、地域の方々の御理解と御協力の下に実現をしようとしているものと認識いたしております。そこで、当該文書につきましては、当時、隣接地の地権者の方から、当該開発計画地内の道水路についての確認があり、それに回答することとなった確認書のことだというふうに認識をいたしております。

具体的には、土地の機能を高めるためにも、土地改良区域と土地改良の区域外との間の代替道路は必須であり、開発行為の許可申請が提出された際には、必要な道路の設置を指導していくというものでございます。その後、具体的な進出企業が決定をいたしまして、開発経過も具体化していく中で、具体的な開発協議も行われてまいりました。その際、そもそも当該隣接地の方の土地と計画地内の道路の間に私有地と水路は存在するものの、道路がないため、代替道路の設置が必要ないとの判断に至ったということでございます。

他方、計画地と当該隣接地の方の土地の間に水路機能を復旧する必要があるため、管理及び隣接地への立入りを目的に、人が通行できる程度の水路敷の幅を確保し、代替施設とするよう協議してきたということでございます。

ただ、そうした経緯につきまして、確認書をお渡しした隣接地の方へ、代替道路設置の代わりに水路敷の幅を確保するように変更したことについて十分説明してこなかったことについては申し訳なかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 1点目の件については、勝手にやったわけではなくて、承諾をしてやられたという事務所からの報告だったということです。

実は、ここに、この間のずっと経緯を書いてありまして、この中では実際、当初はそういうお話だったんですが、事務所の代表者の方は、その後、自分で書いてある、事務所の人が書いてあるということで事実を認めました。認めて謝罪もされているというこ

とで、詳細ないろいろな会話の録音等は全部記録があるということですが、ただ、これについては、現在、警察のほうでも調査しているということですので、これ以上、議会の中で具体的な議論ということはちょっとできないかもしれませんが、いずれにしても、勝手にやったというようなことはこの経過から見ても明らかですし、市長、副市長も含めて、多分、御本人とお話の中で確認されたりというふうに思いますので、今後の警察等の中身を見ていきたいというふうに思います。

2点目の問題ですが、確認書というのがありまして、いろいろ資料、書類等を含めてあるんですけども、今の説明ですと、この中に代替道路を設置することが必須であるというふうに書いてあるんですね。実際にこの代替施設の所在を確認した上で、必要な道路の設置を指導していくということが隣接の土地所有者に出されています。

今のお話ですと、具体的にこの私有地に行く道路がないので、水路機能だけは確保するというようなお話でしたけれども、私も現地に行ってみました。そうすると、従来は、この敷地の中に、今、開発をされたところに道路があって、中まで行けたんですね。それが、この道路が、全体で開発をされたために、なくなってしまった。そうすると、ここに車で行けないんですね。私も現場を見てきましたけど、水路の幅ぎりぎり、もう長靴を履いて見に行ってきたんですけど、ぎりぎりという状況で、とてもではないけどこれでは話にならないというのは、やっぱり市民の方がおっしゃる中身だと思うんですね。

先ほど人が通行できるような水路機能に変更したけれども、地権者には十分説明していなかったというようなお話でした。私は、実際の地権者の要望なんかを含めて、いざとなったときに、自分の山に行けないわけですね、現実問題として。その現場も含めて、きちっとやっぱり地権者の人に話し合っ、て、解決策をきちっと見いだす必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その点で副市長、どうでしょうか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時10分休憩

午後 1 時11分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） すみません、私も現場のほう、行ったことはありますし、担当のほうと隣接地の方が来られて、その後も現場を見て、ある程度頭に入っているんで

すが、ちょっといろんなことがありまして、いずれしたって、その隣接の方に御迷惑をおかけしている、十分説明していないので、担当課のほうが直接もう一度その方とお会いしまして、どうあるのがいいのかということについては今後、誠意を持って対応させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 市長に再々質問をいたします。

今、副市長から、具体的に担当課も含めてということでした。今日、午前中に市長、4期目の出馬を表明されました。この間、ずっと最初から対話と共感がモットーだということで、私もそのことは本当に大事だというふうに思っていますし、この間、いろんな場面で対話と共感というところがまだ少ないのではないかなというようにも指摘したりなんかしてきました。今のやっぱりお話、私はこれ、一事案ですけれども、やっぱり山田市として今後、いろんな開発をしていくときに、地権者の方とか、市民の方のやっぱり理解が本当に大事だというふうに思うんですね。

その点でこの問題について、市長が対話と共感の姿勢で4期目をやるという決意をされていますので、積極的にこの問題を解決するという御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

いろんな事案が、それぞれの事案がございまして、私も含めて職員も積極的に相手の方のまずは意見を聞いて、思いを聞いて、そして、制度的なところがどうあるべきかということも踏まえまして、先ほどの今回の事案につきましても、副市長が答弁させていただきましたように対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問です。地方自治体との取引から免税事業者を排除するインボイス制度の運用について、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

インボイス制度の導入が来年10月1日からスタートするというので、民間企業間の取引では消費税の免税業者である中小零細企業やフリーランスの人が取引から排除されるか、今の契約額から消費税相当分が値引きされるなど、不安が広がり、インボイス制度の廃止とか、中止、延期の自治体の意見書を現在、254自治体、423件が採択をされて、財務大臣に提出をされました。ところが、インボイス制度の導入は、民間取引にとどまらず、地方自治体の特例の対象外の特別会計や公営企業会計、公益法人との取引におい

ても免税業者に同様の影響を及ぼす実態が明らかになってきました。

水道事業の土木事業などは、仕入れ税額控除をするために、受注業者に消費税のインボイスを求めることとなります。入札参加資格審査の説明書に、インボイス制度の登録のない業者は排除するか、排除しない場合は自治体はその分の消費税を負担することとなります。インボイス発行には、税務署に登録業者の申請をし、インボイス番号を入手する必要があり、免税業者の場合は、消費税の自動的に課税業者になるということが前提となります。

ちなみに今月、国税庁に対する全国商工団体連合会の質問に対して、国税庁は、郵送で受け付けた場合に、消印が令和5年9月30日なら10月1日からの登録とみなす。2つ目に、既に登録した場合でも、制度が実施される前に登録を取り消すことができる。そして、3つ目は、取り下げた後に再登録も可能である。4点目に、免税業者が登録申請に個人番号、いわゆるマイナンバーがなくても受け付ける、こういう回答がありました。今、多くの市町村では、3月末登録を急がせる状況になっていますが、国税庁のこういう答弁も含めて、丁寧なやっぱり告知が必要だというふうに私は思います。

そこで、山縣市の場合は、インボイス制度の登録のない業者は入札から排除する、ないしは、排除しない場合は、自治体はその分の消費税を負担するのか、明確な考え方を理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

1点目のインボイス制度の登録のない事業者を入札から排除するかとの御質問については、入札の参加資格等について、地方自治法施行令第167条の5の2の規定によりまして、地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質または目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、同施行令第167条の5第1項の規定に基づく競争入札に参加する者に必要な資格を有する者につき、さらに必要な資格を定めることができるとされております。

しかし、令和4年10月7日付の総務省自治行政局行政課長通知には、地方公共団体の競争入札において、適格請求書発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に、当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益となることを理由として、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは、同施行令第167条の5の2に規定する、さらに必要な資格を付するための契約の性質または目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときの要件に直ちに該当するものではないことから、

適当ではないと考える。また、同施行令第167条の5第1項の規定に基づき、適格請求書発行事業者であることを、競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況に関する要件とする資格を定めることについても、同様に適当ではないと考えるという趣旨の技術的助言があったことを踏まえ、インボイス制度の登録のない事業者について、それを理由に入札から排除することは適正ではないと考えております。

また、自治体はその分の消費税を負担するののかという御質問につきましては、消費税法第60条、国、地方公共団体に対する特例の第6項に、地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなすとされておりますので、議員御発言の、その分の消費税を負担するということはございません。

しかしながら、特別会計などについては、法第60条の規定が適用されないことから、免税事業者との取引により一定程度の負担が生じることも考えられますが、本市の取引事業者には免税事業者は少なく、その影響は限定的であると思われま

す。インボイス制度は、課税事業者が消費税額の算定を行うに当たり、仕入れ税額控除の額を明確にするための適格請求書等保存方式でございますので、本市の契約等の相手方となります事業者の皆様には、その取引相手が山口市のみに限られず、課税事業者との取引もおありでしょうから、その制度の内容などについて御理解いただき、適切な選択をしていただけるといいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 再質問をしたいと思います。

今、御答弁されたんですけど、なかなか難しい、聞いていても。でも確かなことは、山口市の場合に、入札から要するに非課税事業者を排除はしませんということがはっきり言われました。もう一つは、じゃ、例えば、消費税が自治体に増えてしまうので、それを理由にやめるかということについても、不利益となることを理由にして排除はしないということなので、適格請求書の発行できない事業者でも一般入札できますよという答弁でした。

これ、今、実は全国で排除をすとか、そういうことをもう書いているところがあるんですよ。それが非常に問題になっていて、私は、そもそもこのインボイス制度そのものを廃止せよということを主張しているわけですけども、自治体としてはそういうことをしないということを明確にされたので、その点はいいと思うんですが、じゃ、実

際に非課税事業者が入札をするときに、当然、適格請求書、ありませんよね。そうすると、それは、取りあえず3年、来年から、来年の10月以降ですけど、3年ぐらいは実際の金額の8割換算するとかという話があるんですね。2割ぐらい、要するに事業者が持ちなさいということになるんですが、そういうことも含めて、先ほど言ったように排除しないのであれば、そういう業者が実際に入札で落札された場合に、その消費税支払い分については山口市として、先ほど言われたように、そもそも免税事業者は少なく、その影響を限定的というふうに言われたので、そういう範囲での配慮で対応されるかどうかについて御質問をします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 免税事業者を入札から排除しないということは、結果的には、消費税相当額を山口市が負担するということになりませんが、まず、入札に参加していただく事業者さんの多くは、実際にその入札に係るような事業を発注する場合の請け負われる事業者さんの多くは、免税事業者の方は本当に少ないと思います。ですので、議員御発言のとおり、最終的には、結果的には、いわゆる免税事業者さんへの請負、もしくは委託等に関しては、今のところ、山口市のほう負担するという、結果、そういうことになると思います。

ただし、御発言のとおり、3年間の経過措置、その後の3年間も含めて、あと六年間の経過措置もございますので、その間に免税事業者さんの方も御理解をいただいて、適正な判断をしていただければいいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 免税事業者、落札した場合でも、消費税については支払うと、そんなにないだろうというお話でした。これ、もともと、例えば消費税の問題、11月でしたか、市長さんと懇談させていただきました。そのときに、消費税というのは、国民から例えば預かっているというものじゃないんですよね。我々、いろんなところで買物をする、消費税とレシートに書いてありますから、自分が払っているんだというふうに、税を払っているというふうに思うんですけど、これは、東京の東京地裁とか、大阪地裁で判決が確定して、国税庁も消費税は預り金とか、預り金的でないということを明確にしているんです。ところが、日本の場合は、消費税と書いてあるから、みんな、消費者が払っているものだというふうに大きな誤解をしているんですけど、消費税を払う事業者は消費税法の中にもあるんですけども、それは事業者が払う。だから、実質的に事業税なんですよ。それをうまいことに、僕ら、何かくるめられているんだけど、消費税と

というのは、そもそも労働の中に含まれる対価の1つだ、その中から税金を払っているという関係なんだけれども、多くの場合は、国民が払っている、負担しているというふうに思いがちで、そういう宣伝がされているので、先ほどの場合もそうですけど、例えば、消費税を払わない人がやったときにどうなるんだという議論に行って、国民の中で対立をするということです。

市との取引の関係では、最初冒頭に説明されたのが、一般会計に関わる取引については、これは、要するに対象外ということで、特例になっているんですね。ところが、企業会計を採用するというふうになったときは、これは消費税を払ってもらうよというのが国の制度になっているということで、非常に国の制度と、課長さんとも話していたんですけど、自治体の対応というはざまにあってすごく難しい。

私たちは、やっぱりこういうことをやったら、中小事業者を守ることができないということで、アメリカなんかは、消費税なんかはないんですよ。事業者を潰すことになるからと。ヨーロッパでもものすごいあるというんだけど、生活必需品にはほとんど消費税がかかっていない。やっぱりそういうことの中で、私は、この問題は本当は実施を延期し、廃止をするということが筋だというふうに思いますが、そういう矛盾を抱えながらの課題だということで、今後も引き続き、今日のところは、答弁の中で免税事業者は絶対排除しない、適格請求書がない事業者についても門戸を開くと、限定的で、多額のあれにならないので、市としてはその対応をするという非常に積極的な前向きな答弁をいただきましたので、そのことを確認して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

ここで、先ほどの選挙で議会運営委員会の委員が欠員となっておりますので、委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員会を開催していただき、委員に田中辰典君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時51分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会副委員長が決定されましたので、報告をいたします。

副委員長、田中辰典君となりました。御報告をいたします。

続きまして、一般質問に戻らせていただきます。

通告順位 4 番 加藤義信君。

○6 番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備についてお尋ねを、子育て支援課長にいたします。

現状の山根市の総人口の推移を見ると、2000年頃から減少し始め、ゼロ歳から14歳の子供が減る一方、65歳以上の高齢者は増加し、15歳から64歳人口は2000年以降、減少が続いており、若い世代が少なく、中高年層に厚みのある年齢構造となっています。昨年度の新生児数は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることもあってか、100人を下回るという事態になっています。

本来、妊娠・出産時は、人生の中でも幸せだと感じられる時期に、核家族化は進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくありません。子育てに出費も多くなることを実感する時期でもあります。全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てできる環境整備は喫緊の課題であります。

その上で、私は平成28年第4回定例会で、妊娠期から子育て期をワンストップで総合的に相談できる子育て世代包括支援センターの設置を求め、質問をさせていただき、現在、子育て支援課内に設置をされています。今後は、より伴走型相談支援を強化する意味でも、妊婦との接点の入り口である子育て世代包括支援センターは、身近で気軽に相談できる拠点として、より細かいソフト面での支援体制が必要になると考えます。

市長は、子育て支援日本一を掲げられ、実績も積まれております。

また、子育てのスタートラインとして重要であるにもかかわらず、支援の空白が大きいとされている、妊娠届時より、妊婦の出産後、中でも特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添った出産・育児等の見通しを立てるためにも、継続的な経済的支援は必要です。より継続的な相手に寄り添った相談体制に必要な支援の実施も求められているのではないかと考えます。

女性の社会進出も加速し、保育に対するニーズも多様化してきています。全体的な子育て支援策の中でも、現在、支援が手薄と言われるゼロ歳から2歳の年齢期に焦点を当てて、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、利用者の負担軽減を図る経済的支援を一体として進めるべきだと考えます。

そこで、子育て支援課長に伺います。

1点目、現在、本市が進める妊娠届時から出産届時までの支援の取組はどのようなか。

2点目に、ゼロ歳から2歳児までの低年齢期についての支援はどのようなか。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、現在、本市が進める妊娠届出時から出産届出時までの支援の取組についてでございますが、妊娠の届出時においては、妊娠期から乳幼児期まで記録する母子健康手帳を交付する際、個室にて保健師が妊婦全員と面談し、健康状況や出産、育児に関する思い、里帰りなどの子育てサポート体制についてじっくりお話を伺い、相談に応じています。妊娠期間中は、妊婦健診結果を確認し、状況によっては産科、医療機関と連携を取り、情報共有しています。また、必要に応じ、保健師が家庭訪問及び電話相談等を実施し、出産、育児に対する不安を軽減できるよう取り組んでいます。妊娠中期頃には、マタニティー教室及び妊婦歯科検診を案内しています。妊娠届から出産届に至るまで、対応する保健師の配慮として、できる限り地区担当の保健師が継続的に支援し、妊産婦の不安の軽減に務めております。

御質問の2点目、ゼロ歳から2歳児までの低年齢期についての支援についてでございますが、出産後の母子の情報は、出産届出の面接により把握し、その情報を基に保健師及び保育士が全出生児の家庭を訪問し、母子の健康状況や養育環境を確認しています。特に、産後の育児サポートが必要な場合は、退院前に医療機関において退院調整や情報共有しています。また、必要に応じ、退院後も引き続き産院で助産師の支援を受けられる産後ケア事業をはじめ、産婦に応じた支援を行っています。

お子さんの発育発達支援としましては、乳幼児健診や六、七か月児を対象とした離乳食教室、乳幼児相談、臨床発達心理士による発達相談、幼児期の発達を促すあそびの教室などを開催し、専門家による診断及び助言が受けられる体制を整えています。子育て期は、児の成長に合わせ、悩みや不安は変化するため、保健師だけでなく、管理栄養士や歯科衛生士、家庭児童相談員等、他職種及び関係機関と日頃から連携し、よりよい支援に努めております。さらに、児童厚生施設である子どもげんきはうす、高富児童館、子育て支援センターでは、乳幼児教室や地域子育て支援拠点事業等で子育て中の保護者が孤立しないよう相談できる環境を整えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございました。

それでは、市長にお尋ねをします。

先ほど、課長より妊娠時から出産後、また、2歳児までの取組をお聞きいたしました。

状況に応じていろいろと相手に寄り添った支援に取り組んでおられることはよく理解できました。これは、安心して子育てができるよう、また、未来を担う山口市の子供たちへの投資として、一貫して市長が進められてきた結果だとも思います。国も子育て支援には力を入れており、本市としてもこれまでの支援や政策を生かしながら、さらに充実を図っていく、そして、新たな子育て支援策に充てていく施策も必要だと、重要だというふうに思います。

しかし、本市においても虐待や幼児放棄、育児怠慢といったネグレクトがあるという話も聞いています。虐待によって命を落とす子供の半数以上がゼロ歳から2歳児という報告もあります。

全国的なアンケートによると、子育て家庭の孤立という点では、現在、母親自身が育った市町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、7割以上の母親は、自身が育っていない町で子育てをしているということです。また、近所で子供を預かってくれる人がいるとの回答割合は39.9%で、6割の母親は、子供を預かってくれる人はいないと回答しています。何かあったときに預けたいという場合、本市でも一時預かりの支援はありますが、送迎等を含めると大変に利用しづらい制度ともなっています。また、ヤングケアラー対策や家事支援サービスなど、こうした細かいところに配慮した支援も望まれています。2つに分かれている児童福祉法と母子健康法の支援機関を一本化し、年代ごとの分散型相談拠点ではなく、妊娠当初から社会に巣立つまでの一連の相談支援を成長に応じ共有し、これまで2つの機関で情報が十分に共有されず、支援が届かないといった事例が指摘をされていました。ワンストップの一括総合拠点のような市民サービスの提供が望まれているのではないかと考えます。

また、本市では、働く女性の活躍も応援をしています。例えば、山県さくらカンパニーの認定によって、女性活躍推進事業の一環として、仕事も子育てでも生き生きと両立できる山口市を目指し、実現に向け、支援も行っています。そうした働く女性の活躍を支えるための伴走型の支援も必要ではないかと考えます。子育てしたくなる山口市、子育てしようと思える山口市に向けてのリーダーシップをこれからもお願いしたいと思えます。

そこで、今まで重要施策として位置づけておられる子育て支援策について、市長にお尋ねをします。

1点目に、ワンストップの子育て相談体制の考えについて。

2点目に、働く女性の子育て低年齢期を支える考えについてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目のワンストップの子育て相談体制の考えについてでございますが、当市子育て支援課は、児童福祉担当と母子保健担当が同室で業務を行っていることから、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦、子供に対する保健師等、家庭児童相談員等の連携、協力の下、早期に発見し、早期対応できる体制を整えております。さらに、学校教育課、小中学校、健康介護課、子育て支援課は、フッ化物洗口やSOSの出し方研修等、3課の共同で円滑に行っている事業や相談体制が図られているところでございます。

議員御指摘のとおり、子供を取り巻く社会問題に対して、妊娠から社会に巣立つまでの一連の相談支援としてのワンストップの一括総合拠点とした市民サービスの提供についてでございますが、市長部局と教育委員会部局の子供に関する連携支援の総合窓口といたしまして、仮称ではございますが、子供サポートセンターの設置に向けて、現在、保健福祉ふれあいセンターの改修の検討を考えているところでございます。子供のことで迷ったらふれあいセンターに相談すればいいという安心を保護者に持っていただけるよう、ワンストップの相談連携体制が構築できるよう目指してまいります。

再質問2つ目の働く女性の子育て、低年齢期を支える考え方についてでございますが、現在、市の公立7保育園と小規模保育園ねっこ園では、生後10か月から受入れを行っており、待機児童はございません。さらに、令和5年度4月から保育園の民営化により、高富保育園は社会福祉法人同朋会に移管され、生後57日からの児童を預かり、富岡保育園は、学校法人春日学園に移管され、生後6か月からの児童を預かっていただくこととなります。

保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中、子供の健やかな成長と女性就労の支援等の保護者の暮らしを大切にしていくために、市内幼児教育・保育施設は、民間と公立の運営主体が共存し、保育所、認定こども園、小規模保育、幼稚園のような多種多様な施設を整備し、保護者のニーズに沿った様々な幼児教育、保育サービスを提供していきます。保護者の就労状況や生活状況に合わせた施設選びをしていただけますので、安心して子育てをしていただくよう応援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。保健福祉ふれあいセンターに、子供に関する連携支援のワンストップの相談窓口として、仮称、子供サポートセンターの設置に向けて検討を考えているということでした。また、子供のことで迷ったらふれあいセ

ンターに相談すればいいという安心を保護者に持っていただけるよう、ワンストップの相談連携体制が構築できるよう目指していくとの力強い答弁をいただきました。

山口市は、子供の未来を支え、大切にしていきますから安心してくださいというメッセージが市内外へ届くよう、ぜひとも発信をしていただきたいと思います。これからは林市長には、安心して子育てができる環境整備をお願いして、質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 郷 明夫君。

○7 番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、2 点質問いたします。

1 点目は、高富東部の農地における用排水路等の管理について質問してまいります。

東部地区は、本市の東南部を東西に流れる一級河川、石田川沿いに位置しています。本市の東南部に位置する高富東部地区は、森、大北、南、南屋敷、石畑地域で構成され、そこには多くの水田、畑が存在しています。これらの東部の石田川の南部に当たる農地には、武儀川等を農業用水の水源とする中濃用水から、良質で豊富な農業用水が供給されています。

ところで、東部地区は、都市計画区域に指定され、準工業地域などに指定されている地域もあります。東部地域の農地は農業振興地域以外となっております。最近は、住宅新規築造や工場の新規築造に加え、小規模な住宅団地造成も行われております。

通常、農業振興地域における田畑については、農業用水路と排水路を分離し、別々に水路を築造する方法が採用されています。東部地域の市道部における農業用水路、または農業排水路については、道路側溝を活用した構造となっております。すなわち、東西の市道などでは、南側の道路側溝を用水路兼用となっているものや、北側の道路側溝を排水路兼用となっているものが多く存在しています。特に最近、東部地区での新規住宅等の築造に伴い、その生活排水が農業用排水路へ流入するおそれも高まってきています。現に工場排水が農業用排水路に流入し、悪臭や沈殿物が発生し、水路上にとどまるトラブルも発生したところ です。

農業用排水路の水路についても、目地等の補修が必要な箇所や、水門の補修が必要な場所も発生しております。用排水路敷の草刈りや水路自体のしゅんせつなどの維持補修も必要となります。当東部地域は、先ほど述べたように、農業振興地域でないことから、補助事業を受けられない状況であります。特に、農業用排水路の整備について、その用排水路敷の管理も含め、必要最小限の市単独の農業投資も必要と考えられます。

例えば、毎年、農業用排水路敷の草刈りについて、市単独事業費により草刈り作業が

行われていますが、場所によっては防草シートを張ったほうが草刈り等の維持管理費が少なくできるところもあると考えます。

また、長尾用水においては、先ほども述べましたように、木製の水門が朽ちているものもあり、早急な補修が必要な場所も発生しています。

そこで、福井農林畜産課長に、1点目に、農業用排水路等の管理について、農地転用などの指導業務を通じて、生活排水が農業用排水路に流入しないよう、公共下水道への接続や、市道に面する部分での道路側溝の整備、農業用排水路の付け替えや、水路敷の水平なコンクリート張りなど、適正な農業用排水路の維持管理が容易となる構造の工事方法の導入を含めて、今後、これらの農地における開発等も含めて、どのように指導対応されるのか、所見をお尋ねいたします。

2点目は、農業の補助事業が施行されていない東部地域への市単独の農業への維持補修等への投資に対する所見をお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、農業用排水路等の管理についてでございますが、高富東部地区における用排水路の施工は、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて土地改良事業にて実施されております。また、平成になり、土地改良事業で施行された施設の更新時期と生活環境の利便性に対する要望が重なり、主に道路沿いの用水路は蓋つき側溝に更新されるなどの道路改良工事が行われ、混住化が進む地域となっております。

一方、農地転用から住宅等を建築され、居住に伴って発生された生活排水は、原則、公共下水道へ接続していただくことになっておりますが、過去には、生活排水を用水路へ流す場合ができてしまったと推測するところでございます。

山田市としましては、農地転用時における排水放流先の確認を注視するとともに、生活排水は公共下水道に接続していただくよう、所管課と連携して排水対策を講じていきたいと考えております。

また、更新工事におきましても、地元要望を踏まえ、地域の皆様が日常的な維持管理ができるような構造で実施していくように努めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目、農業の補助事業が施行されていない東部地区への維持補修等の投資についてでございますが、当地区における用排水路の維持補修につきましては、議員御指摘のとおり、農業振興地域でないことから、補助事業を受けられない状況ではあります。現場状況を確認し、必要に応じて各所管課と連携しながら対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 農林畜産課長に再質問をさせていただきます。

農業用排水路等の維持管理については、農地転用時において生活排水を公共下水道に接続するよう指導していくとの答弁でありました。

ところで、東部地域では、中濃用水の幹線水路においても生活等の排水が流れ込む箇所も散見されます。また、岐阜市境に近い場所では、石田川の住宅地からの生活排水が、かつて水田であった場所から水田の下に設置された埋設排水管に接続され、直接、石田川に流れ込むなどの場所も見受けられます。このように必要な農業排水路が設置されていない場所も存在しています。

このような事案に対して、今後どのように対応されていくのか、このことについて農林畜産課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

高富東部地域における農業用排水路の整備は、現在検討しておりませんが、自治会や用水組合からの要望により、関係機関と連携し、実態調査等も実施していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 次の質問に移らせていただきます。

2点目は、空家等の対策推進についてであります。

空家等の対策の推進については、6年前の平成28年の9月の第3回定例会と、5年前の平成29年12月の第4回定例会の2回、一般質問を行っています。その中で、高富本町通りの中心地で、空き家、空き地が発生しており、中には屋根が陥没しているなど、面している市道に倒壊するおそれが極めて高いものも存在していることを指摘しました。また、このことから、倒壊するおそれのある空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家対策計画により、空き家を特定し、撤去勧告や強制的撤去、代執行も行うべきとの質問を行ったところです。

その結果、令和元年には、この質問をした案件の空き家は、市の指導や不動産業者の協力もあり、撤去が行われました。12月の現時点では、建物が3軒、新たに築造されたところがございます。

さて、先月11月14日には、市役所において第7回の山県市空家等対策協議会が開催さ

れ、当初7件あった特定空家等は、3件が除却され、現在では、大桑1件、岩佐1件、葛原2件の合計4件であるとの報告がありました。

また、市からは、今回の協議会で新たに高富本町通りの1件を追加認定したいとの議題が提出され、協議により高富の1件が特定空家等に追加認定されたところであります。

このような中、本町通りでは、空き家等が順次撤去されている状況となっており、空家等の対策の推進が進行中となっております。

しかしながら、本町通りでは、屋根が倒壊し、屋根が陥没した家屋が追加認定されましたが、その案件以外に、その北側にもう一件、危険な空き家が存在しています。店舗として使用されていた案件ですが、通学路にも面し、道路側のみが辛うじて自立している状況であり、倒壊寸前の状況となっております。市において、早急な現地での事前調査を行っていただき、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等の認定を急ぐ必要があります。そして、適切な指導助言、勧告、命令、行政代執行、略式代執行へと対策が進展することを願うものであります。

そこで、空家等対策を所管する大熊理事兼建設課長に、1点目、市内の大桑をはじめとする特定空家4件の現在の取組状況と、2点目、新たな本町通りの1件について、特定空家等への認定に向けての所見をお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

空き家は全国的な社会問題でもあり、平成26年には空家等対策の推進に関する特別措置法、特措法が公布され、翌平成27年には、岐阜県と県内市町村で連携し、関係する対応指針、対応マニュアルを作成しております。山口市でも令和元年に山口市空家等対策計画を策定し、取り組んでいるところです。

初めに、特定空家ですが、特措法の中に特定空家等が定義されております。空き家の中でもそのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上、危険となるおそれのある状態、または、著しく衛生上、有害となるおそれのある状態、もしくは、著しく景観を損なっている状態などが特定空家等とされております。山口市でも特措法やガイドラインに基づいて、空家等対策協議会に諮った上で、これを認定しております。

山口市の状況を見ますと、平成30年度の総務省住宅土地統計調査によれば、空き家率が全国平均の13.6%を上回る16.5%であること、また、木造の持家、戸建て住宅の割合が高いということなどが協議会の場などで指摘されています。

御質問の特定空家等4件の取組状況ですが、特定空家等建物所有者または相続人など、所有者等に対して措置指導書を通知し、改善措置の報告を求めています。議員御発言

のとおり、令和2年度に特定空家7件を指定し、令和4年11月までに3件が所有者などにより除却されております。引き続き、所有者等に対して電話や訪問をし、除却に向けて粘り強く働きかけをしております。

次に、新たな本町通りの1件につきましては、地元からもお話をいただいております。継続調査を進めているところです。今後、特定空家等への認定も視野に入れ、様々な観点から総合的に判断をしていく必要があることから、引き続き関係各課と連携し、調査検討してまいりたいと考えております。

また、その他の件につきましても、様々な機会を通じて情報提供をいただけると幸いです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 大熊理事兼建設課長に再質問をさせていただきます。

本町通りの1件の特定空家の追加認定については、通学路であり、また、交通量も多く、倒壊寸前であることから、早急な追加認定をお願いいたします。

再質問は、特定空家に認定された高富1件、大桑1件、岩佐1件、葛原2件のそれぞれの案件について、個別案件ごとの進捗の状況について、大熊理事兼建設課長に再質問としてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

御質問の現に特定空家等に認定されている5件の個別状況についてです。

この高富の1件は、今年度12月に追加認定したものでありまして、速やかに山縣市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則に基づき、建物所有者等に対して、特定空家等該当通知書及び措置指導書を送付し、改善措置の報告を求めています。また、それ以外の大桑1件、岩佐1件、葛原2件につきましても、毎年、建物所有者、または相続人等に対して措置指導書を送付し、改善報告を求めています。

今年度からは、コロナ禍で見合わせておりました所有者等への訪問を再開したところでございます。引き続き、除却などに向け、関係各課と連携しつつ、所有者等に対して粘り強く働きかけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても特定空家は非常に地域の市民にとって危険なものでございます。一刻

も早く撤去になるよう、引き続きの努力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 奥田真也君。

〔「議長。暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩します。

午後 2 時 50 分休憩

午後 2 時 51 分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、通告順位 6 番 奥田真也君。

○2 番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。奥田真也でございます。私からは、3 点質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず 1 点目、議場見学と子ども議会などについて、学校教育課長、子育て支援課長にお伺いをいたします。

8 月 1 日に発行されました議会だより 77 号にも記載がありましたが、6 月 29 日に桜尾小学校の 6 年生が議場を見学し、そこでは、市議会の働きや仕事について理解するためとのことで、傍聴席や議席に座り説明を聞き、実際にマイクを使って発言をしたそうです。市民の皆さんも議場の見学や傍聴をしたという方は非常に少ないと思いますが、このように議場を見学する機会が増えることにより、市民と議会が近い存在になると思いますし、議員の活動もより分かりやすくなるのではないかと考えます。

また、小学生や中学生、高校生による模擬議会である子ども議会というものが他市において開催されています。市議会においては、2010 年のデータとなりますが、133 議会が実施をしているとのことです。

山形県遊佐町においては、投票率が高く、ここ数年の国政選挙においては 60% を超えています。また、若者の投票率が高く、18 歳の投票率は全国平均より 10 ポイント以上も高くなっているとのことです。この町では、中高生による少年議会を実施しており、これが投票率を高くする要因の 1 つであると考えます。少年議会とは、町の中高生が少年町長、少年議員となって政策を立案、提案し、実現させる取組であり、毎年、中高生による投票で選ばれます。45 万円という独自の予算がつくという全国でも珍しい取組です。この取組は、子供の頃から政治に関心を持つ自然な流れが生まれる要因となるのではないかと思います。

この取組以外にも、愛知県犬山市においては、市民と在勤・在学者を対象に、市民フリースピーチ制度があり、議会にて発言することができ、市民にとってより身近で開かれた議会の実現に努めることを目的としています。

このように、市民の皆さんも議場の見学や傍聴をした方というのは非常に少ないと思います。しかし、保育園、小学校、中学校などでの行事に園児や児童・生徒が参加することにより、保護者の皆さんが、それに傍聴できるとなれば、議会と市民が近くなり、関心も高くなるのではないのでしょうか。

そこで、学校教育課長に2点、子育て支援課長に1点、お伺いをいたします。

1点目、議場を見学した桜尾小学校の6年生がどのような感想を持ったのか。

2点目、今後、市内全ての小学校や中学校において、議場を見学することについてのお考えについて。

この2点を学校教育課長に、園児が議場を見学することについて子育て支援課長に、それぞれお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、議場を見学した桜尾小学校の6年生がどのような感想を持ったかについてでございますが、現行の教育課程では、小学校6年生、社会科の授業において、市民と市議会の関わりについて学習をします。桜尾小学校の児童らは、市議会の仕事や市議会議員の活動について疑問や関心を持って議場見学を実施しています。当日は、実際に議場に入り、整然とした空間や市民の傍聴席があることに驚きを感じています。また、議員は市民の代表であることや、議員の仕事内容について知ることができたようです。

御質問の2点目、今後、市内全ての小学校や中学校において議場を見学することについてでございますが、議場見学はあくまでも施設見学であり、そのこと自体が目的であったり、議場が市民の意思決定の場であるという認識を持ったりするためには有効だと思います。直接的に政治への関心を高めるには、見学方法に工夫が必要であるというふうに考えます。

一方で、中学生の議場見学につきましては、中学校3年生の社会科の学習内容が、地方自治の仕組みや住民による直接民主制の考え方を取り入れた直接請求権といった主権者教育であることを踏まえれば、議場見学による教育効果より、市行政の施策や、その影響といった自分たちの生活に関わる問題を議論する機会が必要であると考えます。

なお、教育委員会といたしましては、学校から議場見学の要望があれば、市議会にお

願いをし、実現できるよう支援をしてまいります。

また、子ども議会につきましては、近年実施をしておらず、現在は開催を予定しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

園児が議場を見学することについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の流行前は、保育園の計画で年に1回ほど定期的に消防署見学を実施していました。今年度も梅原保育園が、保護者会主催で家庭教育学級の一環として消防署への見学を親子で行われました。このように、市内の施設見学として、消防署のほかにも議場の見学を実施することにより、社会への関心を高めるためには有効かとは思いますが、議会への関心や理解を持つ年齢としては幼いため、今後希望があれば、市議会へ要望させていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 学校教育課長と子育て支援課長から御答弁をいただきました。議場見学や子ども議会が、今後もし無事に定期的で開催されるようなことになれば、保護者の皆さんも傍聴していただく機会が増えると思っておりますので、もしもそれが実現できれば、山形県遊佐町のように、若者による投票率が上がっていくのではないかと期待したいところではあります。

さて、台東区議会では、1949年に子ども議会を開催し、当時、上野動物園ではゾウがいなかったことから、ゾウを見たいという要望が決議され、その後、上野動物園にインドからインドゾウが贈られたという歴史があります。

また、先ほども触れましたが、愛知県犬山市における市民フリースピーチ制度により、議会は、市民、在勤・在学者からいただいた提案を全員協議会などの議論の中で熟慮し、適切にアクションをしているとのことでした。

このように、子供たちや他市から山形市に働きに来ている方の視線は、山形市にて生活する私たちが気づかない新たな視線が生まれる機会となるのではないかと思います。

そこで、再質問を教育長にお伺いしたいと思います。

子ども議会や生涯学習にもつながる市民フリースピーチ制度について、教育長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問にお答えします。

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、学校教育にも主権者教育の必要性が指摘されています。選挙権を持たない子供の頃から社会問題に関心を持ち、意見表明の機会を保障していくことが重要であると考えます。

しかし、現実には、政治や地方自治の仕組みに関する学習をただけでは、政治的な課題に積極的に関わっていく姿勢にはつながっていないのも事実です。その理由として、社会の問題を政治や行政がどのようなプロセスで解決へと導いているのかを学ぶ機会が十分ないこと、また、実際に地域の身近な問題を調査し、仲間とその解決を議論した上で、行政に提案できる形式にまとめる時間的な保障や経験が乏しいことが考えられます。

議員御提案の子ども議会は、形式的な体験レベルではなく、合意形成に結ぶ民主主義の基本を体験させるものと捉えています。岐阜地区の実施状況から見ても、模擬議会として継続している市はありますが、現実的には教員や市職員の負担も考慮して、いわゆる子ども議会から市長と語る会という施策協議へと形式を変えていく傾向にあります。

現在、山口市では、高富中学校が市職員と語る会を実施していますので、まずは、この取組を発展的に質的向上を図り、議会議場見学や、市民のフリースピーチをも含めて、市内全体で実施方向について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 教育長の答弁により、高富中学校において市職員と語る会が実施されているとのことでした。現場の声を知ることができる素晴らしい取組であると感じます。今後の発展的な質的向上を期待したいと思います。

さて、一般的な子ども議会は、議員側に小中学生が座り、執行部席には市長や教育長、議長などが答弁や議事進行などを行うパターンが多いようです。

山口市議会においては、現在、コロナ禍ということもあり、議会報告並びに意見交換会が中止されています。議場は感染予防対策も徹底されており、例えばですが、議場見学や子ども議会、犬山市の市民フリースピーチ制度等々について、例えば、議員が執行部の席に座り、答弁に参加することにより、議会報告並びに意見交換会にもつながるのではないかとことを思います。それにより、議員の活動が目に見える形にもなるのではないのでしょうか。

また、市長の政策である、子育て日本一の山口市、子供の意見も反映した、さらに子育てしやすいまちとなるよう期待し、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、バスの利活用について、まちづくり・企業支援課長にお伺いをした

と思います。

山県バスターミナルが令和3年6月1日にオープンしてから1年が経過をいたしました。私は昨年、令和3年第4回定例会において、バスの利活用に対する考えについて一般質問をいたしました。当時は、私が車での移動中に、自主運行バスである葛原線、乾線、神崎山県B T線について、乗車している方が少ないのではないかと質問させていただきました。

最近では、擦れ違う際、乗車している方が増えているという印象を受けています。増えている好事例の1つとしては、いわ桜小学校において、美山小学校とのジョイントスタディーという形で、5年生と6年生が金曜日の午後に神崎山県B T線を利用し、美山小学校に移動し、体育と英語の授業を行っており、これは公共交通をうまく利用した好事例であると考えます。

また、一般質問の際に、10月までの1便当たりの平均乗車人数について報告をいただきました。

- 1、山県バスターミナル、モレラ線は、1便当たり7.8人。
- 2、高速バス、名古屋関美濃線は、1便当たり乗車1.4人、降車0.8人。
- 3、美山地域デマンド型交通、葛原線、乾線は、1便当たり1.6人。
- 4、神崎山県B T線は、1便当たり3.2人。
- 5、市街地巡回線は、1便当たり、東ルート2.5人、西ルート0.6人。
- 6、ハーバス岐大病院線は、1便当たり1.5人。
- 7、ハーバス伊自良・大桑線は、1便当たり3.6人とのことでした。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

私が令和3年第4回定例会において、6か月経過したところで、1便当たりの平均乗車人数についてお伺いをさせていただきましたが、1年が経過し、この人数がどのような状況になっているか、お伺いをいたします。よろしくお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

令和3年6月に山県バスターミナルが運用を開始し、それに併せて路線の再編を行い、1年半が過ぎました。奥田議員からは、昨年の第4回定例会でのバスの利活用につきまして御回答させていただきましたが、その後、1年が経過いたしましたので、各路線の9月末日現在の乗車状況についてお答えいたします。

1路線目、山県モレラ線の1便当たりの平均乗車につきましては、昨年は7.8人でしたが、今年は6.2人と減少いたしました。

2 路線目、高速バス、名古屋関美濃線の 1 便当たりの平均乗車につきましては、昨年の乗車は1.4人、降車は0.8人でしたが、今年は、乗車0.9人、降車0.6人と減少いたしました。

3 路線目、美山地域デマンド型交通の葛原線、乾線の 1 便当たりの平均乗車につきましては、昨年は1.6人でしたが、今年は2.9人と増加いたしました。

4 路線目、神崎山県 B T 線の 1 便当たりの平均乗車につきましては、昨年は3.2人でしたが、今年は3.3人と増加いたしました。

5 路線目、市街地巡回線の 1 便当たりの平均乗車につきまして、昨年の東ルートは2.5人でしたが、今年は2.1人と減少、昨年の西ルートにつきましては0.6人でしたが、今年は0.7人と増加いたしました。

6 路線目、ハーバス岐大病院線の 1 便当たりの平均乗車につきましては、昨年は1.5人でしたが、今年は1.9人と増加いたしました。

7 路線目、ハーバス伊自良・大桑線の 1 便当たりの平均乗車につきましては、昨年は3.6人でしたが、今年は4.1人と増加となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） まちづくり・企業支援課長より御答弁いただきました。半年前と比べ、少し増えている便が多いことが分かりました。市民の皆さんが少しずつ利用について慣れてきているのではないかと考えます。

さて、市街地巡回線につきまして、シルバーカーと一緒に乗車しようとした際、畳んでコンパクトにできなかったことから乗車できなかった方がおみえになるという話をお聞きしております。

また、神崎山県 B T 線について、3回ほど定員オーバーで乗車できなかった例があるとのことです。神崎山県 B T 線は予約する形式ではないため、把握は難しいと思います。この例においては、バスターミナルにて乗車できなかったとのことです。待合所や山県バスケットなどで時間を潰すことができますが、途中のバス停にて乗車できなかった場合、約2時間待ち続けることになり、大変なことになると思います。今後、冬や夏の時期に待ち続けるのは、命の危険につながりかねません。

そこで、再質問をまちづくり・企業支援課長にお伺いいたします。

通常の路線バスであれば、座れない場合は立って乗車することが可能ですが、デマンド型交通となると、葛原線や乾線、神崎山県 B T 線や市街地巡回線については、定員以上の人数は乗車できません。これから冬となり寒くなる中、定員オーバーで次のバスを

待つにしても、2時間以上外で待つには、これから本当に大変であり、また、命の危険につながるのではないかと思います。

このような定員オーバーとなったときの対応についてどうお考えか、まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（山崎 通君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 再質問にお答えします。

まず、定員オーバーとなった場合の対応でございますが、議員御承知のとおり、美山地域デマンド型交通につきましては、各路線、電話による事前予約を先着順で行っているため、各区间での定員以上の乗車は発生することはありません。また、利用実態といたしまして、運行事業者から、予約の時点で行き帰りの予約をされる方が多いとお聞きしておりますので、取り残されることはないと考えております。

次に、神崎山県B T線につきましては、市街地巡回線につきましては、定時路線のため、定員以上の乗車を行うことはございません。

また、美山地域内は、美山地域デマンド型と神崎山県B T線、あと、岐阜バスの岐北線、岐阜板取線が重複運行される区間でもございますので、利用者の対象区間については、日々御利用される皆様に御選択をいただきながら御利用いただいているものと考えております。

今後も運行状況や御利用状況などの推移を見た上で、関係機関と協議を行いながら、路線やダイヤなどの運行形態等の見直しを検討してまいります。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 今後、公共交通を市民が気軽に利用していただけるようになれば、乗車人数も増えていくものと思います。乗れないくらい利用者が増えるのは大変いいことですので、運行状況や利用状況のチェックをしていただきながら、市民が利用しやすい公共交通を目指していただきますよう、まちづくり・企業支援課の皆さんにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入りたいと思ひます。

公用車のEV化について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

山県市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質マイナスにするカーボン・マイナス・シティ宣言を6月23日に掲げ、今年度を脱炭素元年度と定めてあります。

また、6月28日には、脱炭素社会実現に向けた行動を首長が国際的に表明する世界気候エネルギー首長誓約の世界首長誓約日本にて市長が署名し、岐阜県では初、日本にお

いては31番目の誓約自治体となりました。

さて、日本政府は、2035年までに新車販売について電動車を100%にする方向です。E V車の充電には、自宅、もしくは出先の場合はE V充電器の場所にて充電しなければ走ることができません。G o G o E Vというインターネットのサイトにて確認をさせていただきますと、山口市では5か所しかE V充電器が設置されていない状況です。近隣自治体では、岐阜市役所と関市役所にはE V充電器が設置されている状態です。

また、今回、カーボン・マイナス・シティ宣言や、世界首長誓約日本を宣言していることもあります。今後の公用車の購入や買換えに対しまして、E V車を導入してはどうかと考えます。

そこで、理事兼総務課長に2点お伺いをいたします。

1点目、市役所や支所にてE V充電器を設置してはどうか。

2点目、今後、市の公用車を買換える際に、E V車を採用してはどうか。

以上、2点について、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の市役所や支所にE V充電器を設置してはどうかについてでございますが、2021年1月、時の内閣総理大臣が施政方針演説において、グリーン社会の実現を目指す中で、2035年までに新車販売で電動車100%を実現すると明言されました。現時点で、電動車は、E V車をはじめ、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車とされております。

議員御発言のとおり、これら電動車のうち、E V車の普及には充電施設の整備は重要なポイントで、市内の設置状況については、カーディーラーが2か所、ガソリンスタンド1か所、民間企業2か所の計5か所でございます。近隣の状況について同様にマップを確認しましたところ、県内21市で市役所に設置してあるのは、岐阜市、関市、羽島市、高山市、海津市の5市でございます。そのほか、主な設置場所は、カーディーラーをはじめ、道の駅、コンビニなどとなっております。

本年度、山口市では、カーボン・マイナス・シティ宣言を行い、世界気候エネルギー首長誓約に市長が署名もいたしました。これらを踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの地産地消の推進、国の目標以上の温室効果ガスの削減、気候変動の影響への適応に取り組むところにより、持続可能で強靱な地域づくりを目指すための行動計画の策定を検討しているところでございます。計画策定の折には、E V車の推進や充電施設

の設置についても同時に検討してまいります。

2点目の今後、市の公用車を買換える際に、EV車を採用してはどうかという御質問でございますが、山口市では、現在、消防団車両を除き、54台の公用車を保有いたしております。これは、10年前に比べ29台少なくなっており、本年度廃止する車両を除くと、最低限必要な台数となっているところでございます。これらの車両のうち、購入から20年以上経過した車両が18台、10年以上20年未満の車両が24台あり、車両の老朽化も進行している状況で、計画的に更新していく必要がございます。

1点目の答弁にもございましたが、脱炭素社会の実現を目指す中には、当然、公用車のEV車化についても推進する必要があると認識しており、航続可能距離の観点もございまして、全ての車両のEV車化というわけにはまいりませんが、特に、市内、近距離移動に使用する車両については、EV車への更新を進めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長より前向きな答弁をいただきました。

さて、このEV車に外部給電器を併せて使用できるようにすると、災害時などにも活用でき、大きなメリットにつながるのではないかと思います。この外部給電器とは、EVの大容量バッテリーに蓄えられている電気を取り出す装置のことであり、EVの駆動用バッテリーに蓄えられた直流電力を外部給電器で交流に変換することで、一般の電化製品に電力供給が可能となる装置となります。約8時間程度の使用が可能な機器もあるそうです。

11月16日から18日まで、山口市議会として行政視察を行いました。岡山県倉敷市において、災害対応及び防災の取組においてということで、平成30年7月豪雨において大災害となり、そこからの復旧についての説明を受けました。この災害により、最大で2,200世帯が停電となっております。避難指示が出た日を基準として、6日後に仮送電を完了した状況となっております。

また、過去に、山口市神崎において、雪の重みで電線が切れ、停電が4日間続いたこともありました。このような状況だけでなく、今後起こり得るであろう災害のときに、避難所などにおいて移動する電源として活用が可能なEV車、プラス、外部給電器を利用することにより、災害時にも公用車を活用でき、一石二鳥の役割を担うことができるのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長に再質問をいたします。

公用車についてEV車を導入する際に、災害対策にも活用できると思いますが、外部

給電器についてのことも併せてお考えのほうをお伺いいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

E V車導入による災害時の活用についてでございますが、議員御発言のとおり、災害時においても生活に欠くことができない電気の確保は重要な課題で、山口市では避難所の運営などに必要な発電機や、可搬式の蓄電池を準備しております。本市が所有する可搬式蓄電池の容量は2.5キロワットアワーで、テレビ1台、ノートパソコン2台、携帯電話4台程度を同時に8時間ほど使用することが可能なタイプでございます。

それに比べ、E V車に搭載されている蓄電池は、軽自動車タイプのもので20キロワットアワー、乗用車タイプのもので40キロワットアワー程度と大容量で、満充電の状態なら、一般家庭の通常使用、1日当たり10キロワット程度でも、2日から3日は使える容量となります。

平成30年9月の台風21号の影響により、市内各地で停電が発生し、北山地区では復旧までに丸4日以上かかりました。そのような状況下において、長時間使用が可能となる大容量の蓄電池が準備できているということは、市民の皆様の安心にもつながると思います。

E V車は、外部給電器を介することで、一般家庭用の電気を供給することができる移動可能な大容量の蓄電池として使用することが可能となりますので、公用車の更新時にE V車を購入する場合には、同時に外部給電器の購入を検討し、災害時の電源供給車としての活用も考えてまいりたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長より今回も前向きな答弁をいただき、ありがとうございました。

カーボン・マイナス・シティ宣言や、世界首長誓約日本では、山口市の約8割を占める森林の間伐などによる二酸化炭素の吸収量でのCO₂削減を図るとしてはいますが、それだけではなく、ぜひ公用車のE V車化や、E V充電器の設置などでの方法も活用しながら、目標達成に向かっていただきたいとお伝えし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。御苦労さまでした。

通告順位7番の山崎 通、先ほどの議会運営委員会において、本人の申出により一般質問を辞退されましたので、通告順位8番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 立憲民主、操 知子です。

議長の許可を得ましたので、このたびはこども政策について、学校教育課長、子育て支援課長へ一般質問を行います。

令和5年4月1日、子ども家庭庁、こども基本法が施行されるに当たり、山県市における子供政策の現状についてお尋ねします。

こども基本法は、子供の養育については家庭を基本として行うことを基本理念として掲げております。子育てにおいて家庭が大切であることに異論はありませんが、しかし、虐待や貧困に苦しむ子供たちにとって、子供が帰る場所は必ずしも家庭でない場合もあり、社会全体で子供を見守ることが大切であります。

山県市の過去5年間における子供の貧困率について生活保護世帯としての推移を見てみますと、平成29年度の0.33%から令和3年度には0.44%と上昇傾向にあります。

ほかにも、全国的にはパートナーシップ制度を導入した自治体はありますが、選択的夫婦別姓や同性婚など、家族における多様性は認められておらず、全ての子供について、その生まれ育った環境や家族の状況、障がいの有無に関わらず、教育を受ける権利を保障するとともに、その成長する環境を整えることは必要であります。

1点目、子供政策の基本となる子供の意見の反映について。

子供政策においては、子供の成長に応じて子供の意見を聞く機会と、子供が自ら意見を述べる機会を設け、その意見を子供政策に反映することが大切であります。現状、山県市では、心のアンケートやSOSの出し方教育などを学校教育の中で実施しているかと思いますが、例えば、ほかには、子供や若者を対象としたパブリックコメントの実施や、子供や若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取、ウェブアンケートや対面での意見交換など、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりが必要であります。

そこで、子供政策の実施に関する子供の意見の反映について、現状をお尋ねします。

2点目、子供の生存と安全を保障するための施策について。

虐待の防止や、ケアリーバーに対する支援、チャイルド・デス・レビューなどが挙げられますが、そのうちの1つ、子供が性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取組について、現状をお尋ねします。

3点目、教育を受ける権利などを保障するための施策の1つ、いじめの防止について。

山県市の小中学生における自殺者数は、この5年間、ゼロ人です。しかし、学校においていじめなどの重大な権利侵害事案が起きた際に、子供の権利擁護の状況を行政から独立した立場から監視し、原因を究明するために必要な調査を行った上で、再発防止のため勧告を行うことができる機関が子どもコミッショナーですが、東京都

世田谷区のホッと子どもサポートをはじめ、既に44の自治体にて類似の組織が運営されております。

そこで、チルドレン・ファースト、子供の権利を保障するための取組について、現状をお尋ねします。

以上、3点について、学校教育課長、子育て支援課長へそれぞれ御答弁を求めます。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、子供政策の実施に関する子供の意見の反映の現状についてでございますが、子供たち一人一人の成長保障の観点から、教育委員会としましては、いじめが人権侵害であるという認識の希薄さや、学校不適応を含む不登校の増加などによって常に問題意識を持ち、その解決のための施策が重要であると捉えています。

現在、市内全学校で取り組む心のアンケート調査や、仲間のよさ見つけ活動、いじめを考える日、教育相談の日の実施に加え、教育委員会の事業として行う教育支援センター、コスモスの開設などは、学校や教育委員会が主体的に判断し、教育施策として進めるものです。

議員御指摘の子供の意見の反映というプロセスを加えることで、より実効性のある活動が期待できることが考えられます。教育委員会としましては、児童・生徒の困り感に対する総合的な支援体制の構築が喫緊の課題であると捉え、次年度の施策を策定中でございます。こども基本法の施行に合わせて、その施策の策定段階において、子供の意見を取り入れてまいります。

2点目の子供が性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取組についてでございますが、近年はSNS等を通して知り合い、実際に若年層が性被害に遭う事例も多く、中には性情報の要求や拡散など、性暴力の加害者になる、そういった事件もあることから、各学校では情報モラル教育の一環として、インターネットの利用に起因する性暴力や性被害について、専門家を招き、特別授業を実施する学校が増えております。

議員御指摘の性犯罪の当事者とならないための指導については、生徒指導上の配慮を要する児童・生徒への個別指導において行われる程度で、限定的であったと言えます。

今般、文部科学省と内閣府が連携し、生命の安全教育のための教材や指導の手引を作成し、各学校の判断により本教材を活用することができるようになったところです。

教育委員会としましては、国が推進する生命の安全教育を、学校現場で子供の発達段階や保護者の理解を含めて適切に実施するための環境整備が必要であると捉えております。今年度中に国指定のモデル地域での実践事例などを研究し、山県市の生命の安全教

育の進め方を検討してまいります。

御質問3点目、チルドレン・ファースト、子供の権利を保障するための取組についてでございますが、近年、家庭や家族の形態は多様化しております。障がいのある子供たちや外国籍の子供、特別な支援を必要とする子供も増加していますが、全ての子供の学ぶ権利が等しく、確実に保障されることを目指さなければならないことは言うまでもありません。

議員御指摘のいじめの防止についての取組状況でございますが、教育委員会といたしましては、今年度、新たに、山県市いじめ問題対策連絡協議会と、第三者委員会としての性質を有する山県市いじめ問題対策委員会を設置いたしました。いじめの早期発見や関係機関との情報交流、重大事態への被害者保護と調査など、精度を高めることができたと評価しております。

また、学校においては、いじめを考える日を設定し、児童・生徒が抱える不安や困り感を共有し、共感的理解を図ることで、心から信頼できる仲間づくりをするとともに、市内全小中学校の児童・生徒によるいじめ防止サミットを開催して、各学校のいじめ防止の取組を交流しております。

他方、コロナ禍を機にして、不登校児童・生徒数の増加が顕著であることから、これまでの教育支援センター、コスモスの機能を拡大する施策について検討を進めているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、子供政策の基本となる子供の意見の反映についてでございますが、学童行事や放課後児童クラブ等において、行事の内容やクラブの運営に関して、子供たちの意見を取り入れながら運営を行っています。

御質問の2点目、子供の生存と安全を保障するための施策についてでございますが、生後2か月頃、こんにちは赤ちゃん訪問を、保健師と保育士が乳児がいる家庭を全戸訪問しています。この事業の目的は、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげています。赤ちゃん訪問の後には、乳幼児健診で状況を把握し、未受診の児は、訪問等で全ての児の状況を確認しています。また、未就学児につきましては安否確認を行っています。

御質問の3点目、子供の権利を保障するための取組についてでございますが、子供た

ちの中には、悩みや不安を自分の中に抱えて、周囲の大人たちに打ち明けられない子供たちもいます。こうした子供たちが直接相談や連絡ができる子供専用の窓口を設置し、多様化する子供たちの環境に対応するため、岐阜市と協定を結び、岐阜市子ども・若者総合支援センターの子どもホットダイヤルと、相談メール、子どもホットメールで相談できる環境を整えています。これらの事業の周知と、子供たちが困ったときにすぐ相談できるよう、相談窓口の電話番号やメールアドレスを印刷し、常時携帯できるカードサイズの子どもホットカードを小学校1年生、4年生、中学校1年生、山県高校1年生へ配付を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問を行います。

まずは、先ほど2点目に質問しました子供の生存と安全を保障するための施策について、令和4年6月22日、アダルトビデオ出演被害防止救済法が公布、翌日施行され、出演契約などに関する特例を設け、相談体制の整備を行うほか、国及び地方公共団体において、学校をはじめ、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとされました。

また、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪、性暴力の集中強化期間として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策とともに、教育・啓発の強化に取り組むとされ、その一環として、先ほどの御答弁にもございましたとおり、文部科学省により生命の安全教育が推進されてきましたが、アダルトビデオ出演被害防止救済法が施行されたことにより、取組が一層推進されることかと思えます。

性犯罪、性暴力は、心身に長期にわたり深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多く、被害者がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすことが多く、二次的被害が生じ、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥る場合もあります。

さて、現在の学習指導要領では、小学5年、理科における人の受精に至る過程は取り扱わないものとする、また、中学1年、保健体育科における妊娠の過程は取り扱わないものとするという記述もあり、妊娠の経過は取り扱わないとする、いわゆる歯止め規定が存在します。そのような状況下で、性に関する包括的な知識を得る機会、環境の不足や、SNSなどに誤情報が氾濫することにより、子供たちが性被害から身を守れないなど深刻な影響を受ける状況が続いており、生殖器官や妊娠についての知識の教育だけで

なく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた包括的性教育の実践を推進すべきであると考えます。

山口市においては、現在、本年9月に美山中学校において、岐阜県警捜査一課性犯罪捜査室の方を講師として迎え、被害を未然に防ぐための性犯罪被害・DV被害防止教室が開催されたところであります。

性被害は、見知らぬ加害者ばかりではなく、顔見知りである場合もあり、また、被害者は、障がい者や性的マイノリティー、被害が継続する場合もあり、人に申告しにくい状況であることもあります。全ての子供の命を守り、その生存と安全を保障するための社会全体における体制づくりについて、包括的性教育の推進を含めて今後の方針をお尋ねします。

続いて、1点目、3点目に質問しました子供政策の基本となる子供の意見の反映、また、教育を受ける権利などを保障するための施策について、1989年、子供の基本的人権を国際的に保障する子どもの権利条約が国連総会にて採択され、翌年発効、1994年には日本において批准し、それに基づき、自治体では子どもの権利条約の理念を踏まえて条約が制定され、2022年10月時点では、62の自治体において子供の権利を保障するための総合的な条例の制定、44の自治体において子ども条例に基づく子供の相談、救済における公的第三者機関の設置、2つの自治体において子ども条例に基づく子供の相談・救済組織体制づくりが、そして、そのほかにも子供に関する多くの条約が制定されております。

さて、文部科学省の調査結果によりますと、近年、全国的に見た児童・生徒の自殺は後を絶たず、学校から報告があったものだけでも、2017年度250人から、2020年度415人へ、2021年度には368人と減少しましたが、大幅な増加傾向にあります。

いじめの認知数においては、2021年度、小中高・特別支援学校を合わせて、全体の8割にも上り、うち、警察に通報した件数は0.2%となり、また、不登校においては、2017年度から2021年度の不登校児童・生徒数の割合を比較してみますと、小学校では0.54%から1.30%へ、中学校では3.25%から5%へ、高等学校では1.51%から1.69%と増加傾向にあります。

さらに、児童虐待においては、厚生労働省によると、近年では虐待死として判明しているだけでも年間50人以上の子供が亡くなっております。

子供に対するいじめ、不登校、自殺、虐待など、子供を取り巻く状況が深刻化していることを踏まえて、関係機関・団体などと連携した包括的な支援などにより、全ての子供の生存と安全、教育を受ける権利などの保障、また、多様な学びの在り方を含めた教

育を受ける機会の確保が大切であり、また、子供に関して問題が発生した際に、大人の視点が優先されるのではなく、子供の権利の視点に立つことが必要であります。

現在の制度では救われない子供が増えている中で、人権侵害や社会的な不利益を受けた際に、行政などに改善の声を届け、政策に反映していく体制づくりが必要であります。子どもコミッショナーを含めて、今後の方針をお尋ねします。

以上、2点について、学校教育課長、子育て支援課長へ御答弁を求めます。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、包括的性教育の推進を含めた子供の命を守る体制づくりについてですが、議員御指摘のとおり、全ての子供の命を守り、その生存と安全を保障するという方針については賛同しますが、包括的な性教育の実施につきましては、学習指導要領の範囲内において、教科や道徳、特別活動等を関連づけて総合的に行うべきものと捉えます。特に、性に関する指導については、集団で一律に指導する内容と、個々の児童・生徒の抱える問題に応じ、個別に指導する内容の区別を明確にし、保護者の理解の上で実施すべきものという立場で今後も進めてまいります。

再質問の2点目、子どもコミッショナーの設置を含めた政策に反映していく体制づくりについてですが、子供に対する悲惨な虐待事件やいじめ、自殺等、子供をめぐる環境は深刻であり、社会として子供を守り育てる体制が必要であると思います。

教育委員会といたしましては、先ほども申し上げましたが、今年度、山県市いじめ対策連絡協議会を新たに組織し、山県市人権擁護委員会会長や、山県警察署生活安全課長を委員に委嘱することで、子供の権利や利益がきちんと守られているのかという観点から、指導、助言をいただく体制を築きました。

議員御提案の第三者機関としての子どもコミッショナーの設置につきましては、国としてもこども基本法に位置づけていない状況を勘案し、先進的な自治体の状況などを調査しながら、山県市の実態を踏まえ、検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

再質問1点目、包括的性教育の推進を含めた今後の方針についてでございますが、幼児を対象に考えるのであれば、自分や自分以外の人も大切にするという人権の尊重をベースに性を学ぶ教育として捉え、家庭生活の中で自分を守ることにつながる基本的な生活習慣となる食事、排せつ、睡眠、清潔、着脱等の習慣を保護者から学ぶことにより、健

康的に生きることにつながるため、基本的な生活習慣を身につけることを大切にしていきます。

議員がおっしゃる包括的性教育を取り入れることには、保育所の保護者や児童厚生施設の乳幼児教室等に参加される保護者と連携し、理解を得た上で進めてまいります。

再質問2点目、子どもコミッショナーの設置を含めた政策に反映していく体制づくりについてですが、子供に関して問題が発生した際に、早期発見及び適切な保護、またはケアを図るとともに、虐待防止の施策を実施するために地域の関係者の連携を図ることを目的として、山縣市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置しております。代表者会議は年に1回、実務者会議は年2回開催し、個別ケース検討会議は随時、個別の事例に関する部署の担当者及び関係機関と、所属する者で行っております。子供に関わる相談に対し、早期発見、早期対応、きめ細やかな支援を関係機関と今後とも連携して行っていきます。

議員の御発言の子どもコミッショナーの設置につきましては、ほかの市町村の設置状況を鑑みながら、山縣市の状況を踏まえて検討してまいります。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 学校教育課長、子育て支援課長から、質問、再質問と御答弁をいただきました。生まれ育った環境や経済的な理由に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指し、過度に家庭に責任を押しつけるのではなく、社会全体で子供の育ちを支えるという理念の下、チルドレン・ファーストの子供政策を進めていただくことを期待して、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎 通君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位9番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり2点、質問のほうをさせていただきます。

まず1点目、公共交通について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねいたします。

先ほど同僚議員のほうも同じ内容をお話しされましたけれども、東深瀬地内に岐阜山県バスターミナルが2021年6月1日にオープンし、1年が過ぎました。山県バスターミナルには、岐阜バスの岐阜高富線や、山縣市自主運行バス全線などが乗り入れています。さらに、岐阜大学病院行きや山県モレラ線や名古屋行きルートも新設されました。また、隣接する東海環状自動車道高架下には、バス利用者のための無料のパーク・アンド・バスライド用駐車場を54台分整備しています。デマンドバスにおいては、岐北厚生病院に

停車するようになったり、行政が住民のニーズに応じて、当初の運行エリアよりも拡大した状況かと現在思われます。今後も利便性向上のため、さらなる施策が期待されます。

そこで、3点お尋ねいたします。

まず1点目、公共交通会議の内容とメンバーについて。

2点目、免許返納者の配慮について。

3点目、自主運行バスの支払い方法について、これは、例えばキャッシュレス決済も可能にできないのかという3点をお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、公共交通会議の内容とメンバーについてでございますが、この山口市公共交通会議の設置目的は、市民の生活に必要な交通手段の確保、その他、旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画などの策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うためでございます。委員の皆様につきましては、現在19名の方を委嘱または任命させていただいております。副市長をはじめ、一般旅客自動車運送事業者、市民または公共交通利用者の代表、岐阜運輸支局長等、道路管理者等、岐阜県公安委員会等、岐阜県公共交通課長等や学識経験者などから構成されています。

御質問の2点目、免許返納者の配慮についてでございますが、当市で実施しております公共交通のみの御回答とさせていただきますが、自主運行バスにつきましては、警察などで交付される運転経歴証明書を提示いただくと、運賃が半額となり、お支払いいただいております。これは、平成28年に高齢ドライバーによる交通事故が年々増加傾向にあったことから、岐阜県警察から免許返納者への支援について岐阜乗合自動車株式会社に提案があったのがきっかけで、山口市も公共交通会議で諮り、方針を定めさせていただきました。当然、岐阜バス路線も岐阜バスの事業として割引を実施しております。

御質問の3点目、自主運行バスの支払い方法について、キャッシュレス決済は可能にできないかでございますが、現在のところ、自主運行バスの全路線につきましては現金でお支払いいただくか、100円券11枚つづりで1,000円の回数券を事前に御購入いただき、キャッシュレスとしてお支払いいただいております。その他、岐阜バスが運行するハーバス伊自良・大桑線、ハーバス岐大病院線、岐北線、岐阜板取線につきましては、岐阜バスが発行するICカード、アユカでの支払いが可能となります。

その他の路線につきましては、キャッシュレス決済の要望等が寄せられていないため、検討しておりません。今後につきましては、地域の実情等を鑑み、需要が高まった場合

には導入を検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 御答弁ありがとうございました。1点目と3点目について再質問のほうをさせていただきます。

1点目、交通会議のメンバー、今の御説明で理解いたしました。そこで、公共交通会議の具体的な内容をお尋ねいたします。

3点目、今、御答弁いただいたキャッシュレス決済の需要が高まってきた場合という御答弁いただきましたけど、そういったときにどのように対応するのか、お尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 再質問にお答えいたします。

再質問の1点目、山口市公共交通会議で具体的な内容、話された内容についてでございますが、通常は年2回ほどの会議を開催しておりまして、報告事項として、期間中の経過報告を行い、県や各委員会での報告を行っております。また、協議事項といたしましては、地域公共交通計画や地域間交通ネットワークを接続する地域内フィーダー系統確保計画、生活交通確保維持計画などの協議をいただいております。また、バスターミナルの運用から、新たに整備した新規路線につきましても、利用状況なども報告させていただきます。

御質問の2点目、今後のキャッシュレス決済の動向、対応につきましては、岐阜バスが運行する運賃箱についてはICカード、アユカによるキャッシュレス決済となっておりますが、令和6年春には交通系ICカードが利用できるようになるかと伺っております。それ以外の自主運行バスに関しましては、キャッシュレス決済の交通系ICカードを導入している周辺地域の動向を踏まえながら、情報収集に努めていきたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 御答弁いただき、ありがとうございました。

次の質問のほうに移らせていただきます。

質問番号2点目、自転車を活かした地域活性化について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねいたします。

とある統計によると、全国の25歳以上のサイクリング人口は781万1,000人で、25歳以

上人口100人当たり7.92人がサイクリングを楽しんでいる計算になります。コロナ禍を機に、密にならない移動手段として自転車の価値が改めて注目されるようになりました。また、日本においては、海峡を横断できる自転車道として整備されたしまなみ海道サイクリングロード、こちらのほうは世界的にも有名です。

話を山県市のほうに戻しまして、私の地元、葛原においては、桜シーズンになると、国道418号線を根尾の薄墨桜まで走るサイクリングを楽しむ大勢の方をよく目にいたします。気軽に運動でき、男性女性問わず走行中の爽快感を味わうすばらしいスポーツだと思います。

さて、そこで2点お尋ねいたします。

まず、1点目、サイクリングの、例えば岐阜市や本巣市、関市などを通る周遊ルートを作れないか、これ、私のほうの提案です。

2点目、サイクルスタンドを置き、市内に点在できないか、これも私の例えの提案です。まちづくり・企業支援課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、周辺市町を通るサイクリングルートを作れないかでございますが、令和4年3月に岐阜国道事務所と岐阜県、岐阜市、関市、美濃市と山県市が作成いたしましたA2版を織り込んだ冊子『岐阜美濃サイクリングマップ』には、山県市を含む岐阜市、美濃市及び関市の史跡や観光施設などが略地図に掲載され、周辺市町を周遊する4種類ほどの自転車コースが明記されており、その中に鳥羽川サイクリングロードも記載させていただいております。このサイクリングマップの配付先は、県内各地の公共施設などで配付されておりますので、現在のところ、新たに作成する計画はございません。

御質問の2点目、サイクルスタンドを市内に点在できないかでございますが、自転車置き場は、市内公共施設にはあるものの、議員御指摘の座席部分などを引っかけて使用するサイクルスタンドにつきましては、観光拠点施設の四国山香りの森公園内の香り会館と、伊自良湖にある伊自良農産物直売所、通称ラブレイクに設置しております。市内の飲食店や小売店など、集客できるような民間施設につきましては、幾つかは設置されているようですが、現在のところ、市では把握しておりませんので、今後、市内に設置されているサイクルスタンドの情報を収集いたしまして、併せて新たに設置いただける施設の調査も行いたいと考えております。

いずれにいたしましても、自転車を生かした地域活性化につきまして、他の自治体の状況も収集しながら推進してまいりますので、御理解いただけると幸いです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 今、お答えいただいたサイクルスタンドの調査、収集しながら推進していただけるということで、大変期待しております。ぜひよろしく願いいたします。

再質問のほう、1点目、お尋ねいたします。

今、お答えいただいた周遊ルート、計画がないということなので、市内を周遊するコースや、近隣市町を通る新たな周遊ルートを計画し、山県市をPRしたらどうか、お尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 再質問にお答えします。

御質問の市内や近隣市町を通る新たな周遊ルートを計画して、PRしてはどうかということでございますが、今後、サイクリングを楽しむための事業を計画していく際には、市独自の新たな周遊ルートや、周辺市町を通るルートも構想に含め、周辺自治体の状況など情報収集に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 以上で質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで本日予定の一般質問は全て終了いたしました。

12月19日月曜日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会とします。大変御苦労さまでした。

午後4時20分散会

令和4年12月19日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山縣市議会定例会会議録

第5号 12月19日(月曜日)

○議事日程 第5号 令和4年12月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第93号 山縣市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第94号 山縣市個人情報保護法施行条例について

議第95号 山縣市個人情報保護審査会条例について

議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第97号 山縣市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議第98号 山縣市職員の高齢者部分休業に関する条例について

議第99号 山縣市税条例等の一部を改正する条例について

議第100号 山縣市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議第101号 山縣市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について

議第102号 山縣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議第103号 令和4年度山縣市一般会計補正予算(第7号)

議第104号 令和4年度山縣市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第105号 令和4年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第106号 令和4年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第107号 令和4年度山縣市水道事業会計補正予算(第4号)

議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について

議第109号 指定管理者の指定について

議第110号 令和4年度山縣市一般会計補正予算(第8号)

議第111号 工事請負契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第93号 山縣市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

- 議第 94号 山県市個人情報保護法施行条例について
- 議第 95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第 97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第 99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 議第111号 工事請負契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第 93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市個人情報保護法施行条例について
- 議第 95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第 97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について

- 議第 99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 議第111号 工事請負契約の締結について

日程第4 採 決

- 議第 93号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市個人情報保護法施行条例について
- 議第 95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第 97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第 99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）

	議第104号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議第105号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議第106号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第107号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第4号）
	議第108号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
	議第109号	指定管理者の指定について
	議第110号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）
	議第111号	工事請負契約の締結について
日程第5	発議第4号	山口市議会の個人情報の保護に関する条例について
日程第6	質 疑	
	発議第4号	山口市議会の個人情報の保護に関する条例について
日程第7	討 論	
	発議第4号	山口市議会の個人情報の保護に関する条例について
日程第8	採 決	
	発議第4号	山口市議会の個人情報の保護に関する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1	常任委員会委員長報告	
	議第93号	山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
	議第94号	山口市個人情報保護法施行条例について
	議第95号	山口市個人情報保護審査会条例について
	議第96号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
	議第97号	山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第98号	山口市職員の高齢者部分休業に関する条例について
	議第99号	山口市税条例等の一部を改正する条例について
	議第100号	山口市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
	議第101号	山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
	議第102号	山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

- 議第103号 令和4年度山口市一般会計補正予算(第7号)
- 議第104号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第105号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第106号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第107号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山口市一般会計補正予算(第8号)
- 議第111号 工事請負契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第93号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第94号 山口市個人情報保護法施行条例について
- 議第95号 山口市個人情報保護審査会条例について
- 議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第97号 山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第98号 山口市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第99号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山口市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山口市一般会計補正予算(第7号)
- 議第104号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第105号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第106号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第107号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算(第4号)

議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について

議第109号 指定管理者の指定について

議第110号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）

議第111号 工事請負契約の締結について

日程第3 討 論

議第93号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第94号 山口市個人情報保護法施行条例について

議第95号 山口市個人情報保護審査会条例について

議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第97号 山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議第98号 山口市職員の高齢者部分休業に関する条例について

議第99号 山口市税条例等の一部を改正する条例について

議第100号 山口市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議第101号 山口市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について

議第102号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議第103号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第7号）

議第104号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第105号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第106号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第107号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第4号）

議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について

議第109号 指定管理者の指定について

議第110号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）

議第111号 工事請負契約の締結について

日程第4 採 決

議第93号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第94号 山口市個人情報保護法施行条例について

- 議第 95号 山県市個人情報保護審査会条例について
- 議第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第 97号 山県市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議第 99号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について
- 議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第105号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 議第111号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 発議第4号 山県市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第6 質 疑
発議第4号 山県市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第7 討 論
発議第4号 山県市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第8 採 決
発議第4号 山県市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第2 議会改革及びICT検討特別委員会委員の選任について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼 建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育課 長	森川勝介君
生涯学習課 長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（山崎 通君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会副委員長 郷 明夫君。

○総務産業建設常任委員会副委員長（郷 明夫君） 12月9日、総務産業建設委員会が開催されましたが、寺町委員長が病気のため欠席となりました。代わりに私、副委員長の郷でございますが、委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、12月9日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第93号から議第98号、議第100号、議第103号及び議第109号から議第111号までの所管に属する条例案件7件、補正案件2件、その他案件2件の11議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第94号 山口市個人情報保護法施行条例については、第3条第3項の緊急かつやむを得ないときの具体的な内容はどのようなか。また、変更した日以後とはいつのことを指すのか。附則第2条において山口市個人情報保護条例を廃止するとあるが、なぜこの条例を廃止し、新たに本条例をつくらなければならない背景はどのようなか。附則第3条第9項の加工したものの具体的な内容はどのようなか。議第95号 山口市個人情報保護審査会条例については、現在、本人が登録されている個人情報について、新たに本条例をつくることにより、以前から登録されている情報などに不備は出ないのか。議第97号 山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、定年が引き上げられることにより、給料、手当はどのような取扱いになるのか。議第103号 山口市一般会計補正予算（第7号）（総務産業建設関係）では、総務費、情報管理費、オンライン会議用タブレット等備品購入費に関して、追加購入しようとしているタブレットの台数はどのようなか。議第110号 山口市一般会計補正予算（第8号）（総務産業建設関係）では、商工費、商工振興費、中小規模事業者等応援地域消費活性化事業業務委託に関して、直近での使用金額はどのくらいか。また、利用可能店舗数の総数はどのようなか。今後、この事業効果における分析をどのように行い、また活用していくのか。議第111号 工事請負契約の締結については、この契約において分離発注という考えはなかったのかななどの審議がありました。

採決の結果、付託されました議第94号 山県市個人情報保護法施行条例について及び議第95号 山県市個人情報保護審査会条例についての2議案は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。議第93号、議第96号から議第98号、議第100号、議第103号、議第109号から議第111号までの9議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月12日午前10時から開催し、審査を付託されました議第99号、議第101号から議第108号及び議第110号までの10議案の所管に属する条例案件3件、補正予算案件6件、その他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第110号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第8号）（厚生文教関係）では、民生費、児童福祉総務費、出産・子育て応援ギフト事業において、見込みはどのようなかとの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第99号、議第101号から議第108号及び議第110号までの10議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 日程第3、討論。

これより、議第93号から議第111号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から指名されましたので、討論をしたいと思います。

議第94号 山県市個人情報保護法施行条例について及び議第95号 山県市個人情報保護審査会条例について、これは2つ関連をしていますので、一括して反対討論したいと思います。

この2つの条例は、国の個人情報保護に関する法律の制定に伴い、国が全国的な統一ルールをつくるために、自治体ごとの個人情報保護に関する条例をリセットするものだと思います。この背景にあるものは、第2次安倍政権の2013年の閣議決定によって、オープンデータ、ビッグデータの活用の促進を図る。そして、このデータの利活用が進められてきたことによります。

2015年には、民間事業者を対象に個人情報保護法を改定し、特定の個人を容易に識別することができないものに加工するというので、本人の同意を得ずに販売も含んだ外部提供できる匿名加工情報制度を設けました。

2016年には、国の行政機関、国立大学、国立研究機構に拡大して、匿名加工情報制度を設けました。

2017年には、行政機関の非識別加工情報制度を設け、どのようなデータを持っているかという個人情報ファイルの公表を認めました。これにより、民間から利用したい提案を募集し、提案の審査、契約を経て、行政機関等が非識別加工した情報を作成し、民間事業者に提供できるようになりました。

この非識別加工情報制度では、情報提供の本人の同意が必要ない、提供された情報を本人にも通知しないという重大な問題をはらんでいます。しかも、本人自らの個人情報の利用の停止や削除について請求できる規定がないという重大な人権侵害に及んでいて、2021年4月20日の参議院内閣委員会での元平井デジタル改革担当大臣の答弁が物語っています。

今回の国の法律では、自治体が独自に制定する個人情報保護条例も一旦リセットし、全国共通ルールを設定した上で、可能な範囲で独自の措置を最小限に共有するというものです。こうした個人の人権が侵害される危険性のある条例制定は認められません。同時に、この条例によって、従来の個人情報保護の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会等への諮問の要件を定める条例は許容しないという国の方針に基づいて、審議会と審査会を統合し、審査のみに徹する審査会に置き換えるという条例は認め

られません。よって、2つの議案について反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 通君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第93号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第94号 山口市個人情報保護法施行条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議ありのお声があります。異議がありますので、本案の賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） 御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議第95号 山口市個人情報保護審査会条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 御異議があります。御異議がありますので、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。御着席ください。

本案は起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定することに決しました。

議第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第97号 山口市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第98号 山口市職員の高齢者部分休業に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第99号 山口市税条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第100号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第101号 山県市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第102号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第103号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第104号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第105号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第106号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第107号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第108号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第109号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第110号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第8号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第111号 工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第4号 山口市議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長（山崎 通君） 日程第5、発議第4号 山口市議会の個人情報の保護に関する条例について。

議会運営委員会委員長の提案説明を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） ただいま指名を受けました、議長の。山口市議会個人情報の保護に関する条例の提案理由をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、来る令和5年4月1日から個人情報の保護制度の法体系が変わり、全国的な共通ルールが規定されます。

山口市議会の保有する個人情報については、現在、山口市個人情報保護条例で保護しておりますが、法体系が変更されると、地方議会基本条例にその適用から除外されることとなります。

そのため、これまでと同様、山口市議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいては、執行機関と差異が生じることがないようにするため、市議会として独自の山口市議会個人情報の保護に関する条例の制定を追加上程するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第6、質疑。

これより、発議第4号 山口市議会の個人情報の保護に関する条例についての質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（山崎 通君） 日程第7、討論。

これより、発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 提案される中身について反対の討論をしたいと思います。

具体的な条例案の中で、2条の第7項のところですが、仮名加工情報とはいうところで、次の括弧に書かれる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人の情報というふうに書いてあります。

つまり、他の情報と照合する、マッチングしたり云々ということになると、その情報が特定されるという可能性もあるということで、このようなやっぱり中身では非常に不十分だというふうに思っています。

先ほどの94号、95号と併せて、この個人情報の主な取扱いについて反対の意見を表明したいと思います。

以上です。

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（山崎 通君） 日程第8、採決。

これより、採決を行います。

発議第4号 山口市議会の個人情報の保護に関する条例について、お諮りいたします。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。御着席ください。

起立多数でありますので、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、総務産業建設委員会及び厚生文教委員会の各委員長から辞任願いが出ておりますので、各常任委員会で委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。総務産業建設委員会は第1委員会室、厚生文教委員会は第2委員会室にて選出をお願いします。

暫時休憩をいたします。

午前10時30分休憩

午前11時06分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各常任委員会委員長及び副委員長が決定されましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長、郷 明夫君。副委員長、奥田真也君。

厚生文教委員会委員長、田中辰典君。副委員長、操 知子君。

以上であります。

議会運営委員会委員の古川雅一君及び寺町祥江君の辞任願が提出されましたので、議会委員会条例第13条の規定により許可いたしました。

暫時休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山崎 通君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任について。

議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において議会運営委員会委員に郷 明夫君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時09分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

失礼いたしました。

議会運営委員会委員に郷 明夫君を指名いたしまして、操 知子君も指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第2 議会改革及びICT検討特別委員会委員の選任について

○議長（山崎 通君） 追加日程第2、議会改革及びICT検討特別委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において議会改革及びICT検討特別委員会委員に石神 真君を指名いたします。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和4年山口市議会第4回定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでし

た。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 石 神 真

山 県 市 議 会 議 長 山 崎 通

山 県 市 議 会 副 議 長 加 藤 裕 章

9 番 議 員 福 井 一 徳

10 番 議 員 山 崎 通